

下川町議会白書

(令和6(2024)年 定例会版)

(会期：令和6年5月1日～令和7年4月30日)



北海道上川郡下川町議会

令和7年6月発行

目次

はじめに	3
1. 議会活性化の取り組み	4
2. 通年議会制の導入	7
3. 議会基本条例等の改正の経過	10
4. 令和6年下川町議会定例会の活動について	16
(1) 議会及び議員の活動目標並びに自己評価	16
(2) 各種会議開催状況	23
(3) 審議した議案と各議員の賛否	29
(4) 一般質問の実績	41
(5) 文書質問の実績	43
(6) 総務産業常任委員会の所管事務調査の実施概要	44
(7) 議会運営委員会における調査の実施概要	58
(8) 議会広聴広報特別委員会の活動概要	60
(9) 一部事務組合（消防・衛生施設）議会	67
◆上川北部消防事務組合	67
◆名寄地区衛生施設事務組合	68
(10) 下川町議会諮問会議の設置	69
(11) 視察対応	71
(12) 表彰の受賞について	72
5. 資料編	73

はじめに

下川町議会は、令和3年3月10日開催の令和3年第1回定例会において、「**下川町議会基本条例**」を全会一致で可決しました。

下川町議会基本条例の第18条では、

- ・議会及び議員の活動内容を公表し、議会活動の活性化を図ること。
- ・議会の活動状況を議会白書としてまとめ、1年ごとに公表すること。
- ・議会活動を自己評価し、その結果を1年ごとに公表すること。

と規定されており、本議会白書はその規定に基づき発行するもので、令和4年5月に「令和3年定例会版」として初めて発行をいたしました。今回は下川町議会基本条例制定後、4回目の発行となります。

「下川町議会基本条例」制定時の根底にある理念は、第29条で規定している「町民とともに育てる条例である」にあります。下川町議会として適切な情報公開を行いながら、町民の声に耳を傾け、意見や要望の把握に努め政策立案・提言などを積極的に進めていくことが必要であり、それらを実行していくためには町民のご理解とご協力を得ることが大変重要になってきます。

以上のことから、議会及び議員の活動内容や活動状況をまとめ、これらを公表し、町民の声を反映させていくことで、議会の活性化と町民福祉の向上に結びつけていきたいと考えています。

そのため本書では、基本条例の目的が達成されているかの検証や議会活動・議員活動の評価を実施し、また、1年間の議会活動についての記録を取りまとめています。

本書が、町民皆さまの議会活動に対する理解の一助となることを強く願うものです。

1. 議会活性化の取り組み

下川町議会では、平成 27 年度以降、①議会の機能充実、②議員の政策能力の向上、③議会の見える化を柱として、議会活性化の取り組みを進めてきました。

その取り組みの経過及び内容は、以下のとおりとなっています。

・議会活性化の取り組みの経過

年	月	議会の機能充実	議員の政策能力の向上	議会の見える化
H27	7	白老町議会視察(議会活性化)		
	8		全員協議会の活用開始	
	9		一般質問答弁要旨を当該議員に配付開始	一般質問 DVD の設置開始 (町民会館図書室) ※録画配信導入に伴い令和 5 年 9 月定例会議をもって廃止
	10	常任委員会の複数制及び通年議会を検討 (中川町、豊浦町、西興部村視察)		
	12	「下川町議会の議決すべき事件に関する条例」で総合計画の基本構想に加え基本計画を加える		
H28	2	町民意見交換会(井戸ばた会議)開始 (全 12 回開催)		
	4		政務活動費の廃止(所管事務調査へ移行)、議会図書の実施を図る	
H29	3	自治基本条例改正案を作成し、町に提示		
	9			インターネットを活用したライブ中継・録画配信を開始 ※ライブ中継は平成 30 年第 2 回定例会まで
H30	6			議会モニター(定数 6 人)制度開始 広聴機能を充実するため、広聴広報特別委員会(議長を除く委員数 7 名)に変更
	12	政策提言書を提出		

H31/ R1	3	議選監査委員の廃止		
	6			議会モニター委嘱
R2	3	答弁事項進捗状況調査制度開始		
	6		全員協議会(町長依頼)による議案等の事前説明開始(定例会に向けた論点整理)	議会モニター委嘱

以上のほか、更なる議会活性化の取り組みとして、令和2年第4回臨時会（7月30日開催）において、議員発議により「下川町議会活性化等調査特別委員会」を設置しました。

特別委員会設置の目的は、

- ①議会活性化に関する調査
- ②議会基本条例に関する調査 となっています。

「下川町議会活性化等調査特別委員会」においては、議会活性化の基本指針となる「議会基本条例」の制定に向けた取り組みを基本に進め、議員間討議や有識者による講演、町民との意見交換を実施するほか条例素案への2回のパブリックコメントを経て、令和3年3月定例会において、「**下川町議会基本条例**」を制定し、現在は、その条例に基づき議会活性化に取り組んでいます。

議会活性化等調査特別委員会の活動は以下のとおりとなっています。

・下川町議会活性化等調査特別委員会活動内容

回	開催日	活動内容
1	令和2年7月30日	基本条例制定に向けての進め方について協議 など
2	令和2年8月6日	進捗状況、条例原案を提示し情報共有と審議 など
3	令和2年8月21日	作業工程の確認、重要事項項目の審議 など 議会モニターとの意見交換（4名参加）
4	令和2年9月17日	中間報告、委員間討議 など
5	令和2年10月2日	法政大学 廣瀬克哉教授の講話
6	令和2年10月13日	芽室町議会からの情報収集 など
7	令和2年10月23日	北海道大学 神原勝名誉教授の講話 など
8	令和2年11月26日	パブリックコメントの実施 など
9	令和2年12月4日	通年議会について など
10	令和2年12月11日	パブリックコメントに対する議会の回答 など
11	令和2年12月23日	中間報告 など
12	令和3年2月3日	基本条例提案に係る関係条例等について など

13	令和3年 2月 16日	基本条例提案に係る関係条例等への意見について など
14	令和3年 3月 2日	パブリックコメントの実施 など

また、令和3年3月10日開催の令和3年第1回定例会において、議会活性化等調査特別委員会での検討を経て、議員発議により新規制定、又は一部改正された条例は、

- ・下川町議会基本条例（令和3年3月17日条例第1号） ※新規制定
- ・下川町議会会議条例（令和3年3月17日条例第2号） ※新規制定（旧規則廃止）
- ・下川町議会傍聴条例（令和3年3月17日条例第3号） ※新規制定（旧規則廃止）
- ・下川町議会諮問会議設置条例（令和3年3月17日条例第4号） ※新規制定
- ・下川町議会委員会条例（令和3年3月17日条例第5号） ※一部改正

となっています。

2. 通年議会制の導入

通常の地方議会の招集は、地方自治法上では普通地方公共団体の長(知事・市町村長)が告示により行い、また、議会の会議は、定例会・臨時会の区分により行われています。その会議を実施できる期間を会期といい、会議の始めに議決により決定されます。この定例会・臨時会における会期は、集中的に議会を開催する運用を想定して定められています。

平成 16 年 5 月に地方自治法の一部改正が行われ、議会制度の関係では、定例会の回数に係る制限^{※1}が撤廃され、毎年、条例で定める回数を招集しなければならないこととされました。

通年議会制とは、改正された制度の運用方法を工夫して、定例会・臨時会の区分をなくし、通年にわたり会期を設定して、いつもで議会を開催できる状態に置く制度として始められました。

平成 24 年 9 月 5 日公布の地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)では、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度等について改正が行われています。

議会制度の見直しに関する事項では、

①議会の会期制度

地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。

②議会の招集手続

議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。

③議会運営

委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法で定めていた事項(例：常任委員は会期の始めに議会で選任)を条例に委任する。

④議会の調査権

本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。

⑤政務活動費

政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとする。

これらの事項が新規に追加、または改正となっています。

また、以上の法改正により、これまで既存制度の運用で実施されてきた「通年議会制」が法律上の制度として位置付けられることとなりました。

改正後の地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の規定に基づき実施されるのは、「通年の会期制」と言われるもので、条例で 1 年の会期を設定して実施されるものとなり、定例会と臨時会の区別がなく、条例で定める日から当該日の前日までを規定するものです。また、同条第 6 項の規定により、定期的に会議を開く日も条例で規定する必要があります(毎月●日など)。

下川町議会で採用している制度は、「通年議会制」で、定例会の運用に工夫を加えることで実施しているものであり、条例で定例会の回数を年 1 回と規定して(下川町議会会議条例第 6 条)、会期については、1 年または 1 年に近い期間を議会の議決により決定して運用する方式となっています。

下川町議会では、令和 2 年度までは、暦年で 1 年間に定例会を 4 回(3・6・9・12 月)開催し、その他に開く場合を臨時会として開会しておりましたが、下川町議会基本条例第 8 条の規定により通年会期として、令和 3 年 5 月 7 日開催の「5 月臨時会議」より、「**通年議会**」を開始し、会期を令和 4 年 4 月末までとする議決を行いました。

以後は、5 月 1 日開会を基本として、約 1 年間の会期を議決して、議会活動を行っていくこととなります。この 1 年間は、町長の招集によらなくても、議会(議長)の判断で会議を開くことが可能となります。

以上のことから、令和 6 年下川町議会定例会は、令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日までの 365 日間を会期として開催いたしました。

また、通年議会制となると、町長が議会の議決によらず専決処分できる制度としてある、地方自治法第 179 条による「議会の招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」という部分が限りなく少なくなることが想定されます。

しかし、議会運営及び行政執行の迅速化や合理性をさらに担保するために、軽易な事項について、時間を置かずに迅速な解決を図る必要があるものや、災害等への対応等を含めて当然に必要となる事項に関しては、議会の委任により町長が専決処分できるように、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 5 月 7 日に次のとおり議決をしています。

注) ※1 従前は、昭和 31 年の地方自治法改正時において「定例会の回数は毎年 4 回以内で条例で定める回数」と規定しており、下川町議会定例会条例(昭和 22 年下川町条例第 12 号)では、「下川町議会の定例会は、毎年 4 回これを開くものとする。」と定めていました。この条例は、下川町議会基本条例の制定時に合わせ廃止されています。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定

(令和 3 年 5 月 7 日議決)

- 1 1 件 1,000,000 円以下の法律上の町の義務に属する損害賠償の額を定めること並びに歳入歳出予算の補正を行うこと。
- 2 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年条例第 1 号)第 2 条の規定により議決された工事又は製造の請負契約について、その額が 5,000,000 円を超えない範囲で変更すること。
- 3 災害及び突発的な事故並びに感染症防止対策により、応急的に必要となる歳入歳出予算の補正を行うこと。
- 4 会計年度末における日切れ扱いの地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。
- 5 解散及び欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。



3. 議会基本条例等の改正の経過

議会活性化の一環として新規制定を行った条例や改正・廃止を行った既存条例については、常に検証等を実施しながら改正等を行ってきています。

以下に各条例の改正経過について詳述します。

* 下川町議会基本条例（令和3年3月17日条例第1号）

① 令和3年定例会3月定例会議（令和4年3月11日条例第2号に基づく修正）

改正の箇所：第19条第4項中「町長」を「町長等」に改めました。

改正の理由：一般質問に対する反問権について、当初は町長のみには認めていませんでしたが、条例制定の趣旨や論点・争点をより明確にしていく観点から反問権行使の対象者の拡大をするために改正を行いました。

② 令和4年定例会3月定例会議（令和5年3月20日条例第9号に基づく修正）

改正の箇所：第3条に1項（第7項）を追加しました。

改正の理由：令和3年の個人情報の保護に関する法律の改正により、個人情報の保護に関し全国的な共通ルールが規定されることとなり、それらの状況に合わせて、議会基本条例に個人情報の取り扱いに関する事項を規定するために一項を加えたものです。議会基本条例は、議会運営の最高規範であり、個人情報の取り扱いに関しても、議会としての姿勢を対外的に明らかにし、その理念を規定する必要があること、また、第3条に規定する議会の活動原則の一つとするために改正を行いました。

* 下川町議会会議条例（令和3年3月17日条例第2号）

① 令和3年定例会3月定例会議（令和4年3月11日条例第3号に基づく修正）

改正の箇所：i 第2条第1項中「事故等」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない理由」に改めて、同条第2項中の「事由」を「理由」に改めるとともに、同項に「ただし、当該理由が次の各号のいずれかに該当する場合は除くものとする。」のただし書を加えるとともに、次の各号を加えました。

- (1) 北海道町村議会議員公務災害補償等組合が認める公務災害等
- (2) 議員が町から要請されて陳情活動した際の事故による療養
- (3) 町長が招集する会議、又は町の要請により各種の行事等に参加した際の事故による療養
- (4) 議長が招集する会議、又は議長の要請あるいは議長の認めた会

議及び行事等に参加した際の事故による療養

(5) 行政視察に参加し、その際の事故による療養

(6) 災害等の折、議員として災害対策事務等に従事した際の事故による療養

(7) その他議長が特に認めたもの

- ii 第2条第3項の出産のために出席できない規定に関し、「日数を定めて」を具体的な日数として、「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改めました。
- iii 第92条第1項中の請願書の記載事項に関し、個人又は法人の住所又は所在地とするとともに、「請願者(法人の場合にはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印しなければならない。」とする改正をしました。
- iv 議員の辞職に関して、第101条第3項を削除し、第102条第2項中「及び第3項」を削る改正をしました。

改正の理由：この条例改正は、全体として町村議会における議員のなり手不足が喫緊の課題となっていることから、時代背景に即して次代の議員が活動しやすい環境を整える観点などから所要の改正を行うことを目的としています。次に各項目毎に詳細の理由を記載します。

- i 男女議員ともに議員活動と家庭生活を両立させる観点から、その象徴となる欠席理由の例示規定を追加するものです。また、欠席の届出の除外理由の規定を第1号から第7号まで追加するもので、公務での事故による療養などについては欠席等の届出は必要ない旨を規定するものです。
- ii 女性が議員として活動するための諸要因に配慮するとともに、出産に係る母性の保護に関して産前・産後の欠席期間を明らかにする規定を追加するものです。具体的な期間に関しては、労働基準法第65条の産前産後に関する規定を参酌して、産前は出産予定日の6週間前、多胎妊娠の場合は14週間とし、産後は出産の翌日から8週間を経過するまでの範囲内とする内容としています。
- iii 改正前は、請願者の押印を一律に義務付けしていましたが、請願者の利便性の向上を図るため、近年の脱ハンコを鑑みて、請願者が自署している場合は押印を不要としました。
- iv 議員辞職の手続きについて規定している条項に関し、下川町議会は「通年議会」としており、年間通じて会期中のため「閉会中」の概念が

基本的にはないことから、必ず会議を再開して許可をする必要があるため、文言整理を行ったものです。

②令和 4 年定例会 3 月定例会議（令和 5 年 3 月 20 日条例第 11 号に基づく修正）

改正の箇所：第 63 条中の「表決の方法についての発言」の次に「並びに議長が特に必要があると認める発言」を加えました。

改正の理由：議会基本条例第 9 条で正副議長の選出において所信表明の機会を設けることが規定されており、また、議会会議条例第 31 条第 1 項では、所信表明は、議場で行うと規定されております。

議場で実施する場合に、これまでの議会会議条例第 63 条の規定では、選挙宣告後は、何人も発言を求めることができないことになっていることから、所信表明の発言をすることができないこととなるため、所信表明の発言を行うことができるように改正を行いました。

③令和 6 年定例会 3 月定例会議（令和 7 年 3 月 10 日条例第 4 号に基づく修正）

改正の箇所：会議時間の変更等について、第 11 条に 1 項（第 3 項）を追加しました。また、第 106 条中の「かさ、カメラ、携帯電話」を「傘の」に、「特別の理由により議長の許可を得たとき」を「病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改めました。

改正の理由：会議時間の変更に関する規定を明確化し、議長が緊急時や特に必要がある場合に、会議中でなくとも会議時間を変更できるようにすることで、柔軟な議会運営を図れるようにしました。また、議会での審議でタブレット端末やパソコン等の電子機器の利用が進む中、スマートフォンも同様の機能を有することから、携帯品の制限からカメラと携帯電話を削除するとともに、病気その他の理由により必要と認められる携帯品については、議長の許可制から議長への届出制に改めました。

＊下川町議会傍聴条例（令和 3 年 3 月 17 日条例第 3 号）

※改正は行っていません。

＊下川町議会諮問会議設置条例（令和 3 年 3 月 17 日条例第 4 号）

※改正は行っていません。

***下川町議会委員会条例（令和３年３月１７日条例第５号）**

①令和６年定例会３月定例会議（令和７年３月１０日条例第５号に基づく修正）

改正の箇所：第１３条の２を新たに追加しました。

改正の理由：大規模な災害の発生や感染症のまん延などの緊急時においても、議会機能を維持できる体制を整備することを目的とし、オンラインによる方法で委員会を開会できるよう、必要な改正を行いました。

***下川町議会会議条例等運用例（令和３年４月３０日議会訓令第１号）**

提案の会議：令和３年４月２６日第７回議会運営委員会で制定案の協議

制定の理由：下川町議会基本条例（令和３年３月１７日条例第１号）及び下川町議会会議条例（令和３年３月１７日条例第２号）の新規制定に伴い、令和３年５月から通年議会を開始するにあたり、会議の運用方法の見直しを行ったことから、改めて運用例として制定しました。

①令和４年３月２日第２８回議会運営委員会で改正案の最終協議

（令和４年３月２４日議会訓令第１号で改正）

改正の箇所：第３８条第２項中「会議日ごと」を「審議を要する期間ごと」に改めました。

改正の理由：第３８条第２項は、会議における会議録署名議員の指名方法が規定されております。その指名の方法として、制定当初は「会議日ごと」と規定したところですが、当議会では通例で“会期ごと”に行われていましたので、その方法に準じて指名の方法を「審議を要する期間ごと」に改めました。

***下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（令和４年１２月１９日条例第２１号）**

提案の会議：令和４年定例会１２月定例会議（令和４年１２月１２日 会議案第８号）

制定の理由：下川町議会において通年議会が始まり、今後ますます議員としての職責及び議会への町民の信頼の確保を図っていくことが重要になってきます。そのため、その一端として、議員報酬等の支給のあり方について、減額や停止等について「特例条例」を新規制定することで明確化する必要があることから検討を重ねてきました。

議員が長期にわたり欠席した場合、その欠席した期間における議員報酬のあり方を規定した法律はなく、また長期の欠席を余儀なくされた議員が、議員報酬を辞退する、または返還することは、公職選挙法に規定さ

れる寄附行為に該当するため禁止されております。このことから、報酬等の支給方法に関し、議会改革の一つとしてこの条例を制定するものです。

***下川町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年3月20日条例第10号）**

提案の会議：令和4年定例会3月定例会議（令和5年3月16日 会議案第11号）

制定の理由：令和3年5月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により改正される「個人情報の保護に関する法律」は、個人情報保護制度の官民一元化が主な内容となっています。しかし、議会は、「国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないもの」とされました。従来、下川町を含む各地方自治体で制定されていた従来の個人情報保護条例では議会も対象とされおり、令和2年12月の内閣官房による個人情報保護制度の見直しに関する最終報告では、「引き続き、条例等により、共通ルールに沿った自律的な措置を講じることが望まれる」としています。このことを受け、下川町議会においても、個人情報保護を図る観点から制定について検討を重ねてきた結果、個人情報保護の条例を新規制定することとしたものです。

①令和6年定例会3月定例会議

（令和7年3月10日条例第6号に基づく修正）

改正の箇所：第53条から第55号中の「懲役」を「拘禁刑」に改めたほか、所要の改正を行いました。

改正の理由：「刑法等の一部を改正する法律」の施行及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律」の改正に対応する改正を行いました。

***下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例**

（昭和31年12月24日条例第44号）

①令和3年定例会3月定例会議

（令和4年3月11日条例第1号に基づく修正）

改正の箇所：第6条第1号及び第2号中「100分の160」を「100分の152.5」に改めました。

改正の理由：同定例会議に提案されている特別職の期末手当の引き下げと同様に、期末手当支給月数を 0.15 か月引き下げて、年間の支給月数を 3.05 か月分と改正しました。

②令和 4 年定例会 12 月定例会議

(令和 4 年 12 月 19 日条例第 22 号に基づく修正)

改正の箇所：第 6 条第 1 号及び第 2 号中「100 分の 152.5」を「100 分の 220」に改めました。

改正の理由：従前の議員の期末手当は、健全財政の堅持や総合的な行財政の見直しのため低い水準となっていました。議員報酬の支給環境を整えることにより、意欲と責任を持つ多くの次代の担い手が参画し、充実した議員活動を遂行できる環境を整える必要があることから、一般職員の支給月数を参考として支給月数の改定を行いました。

また、併せて、同定例会議に提案されている特別職や一般職員と同様に 0.1 か月分を引き上げることで、期末手当支給月数を年間 4.4 か月としました。ただし、今回の本則の支給月数の改正は、次代の担い手のために実施するものであることから、附則で、当年度の期末手当の支給月数に限っては、従前の支給月数に 0.1 か月分を引き上げし、年間 3.15 か月とすることを規定しております。

③令和 5 年定例会 12 月定例会議

(令和 5 年 12 月 21 日条例第 20 号に基づく修正)

改正の箇所：第 6 条第 1 号及び第 2 号中「100 分の 220」を「100 分の 225」に改めました。

改正の理由：同定例会議に提案されている特別職や一般職員と同様に 0.1 か月分を引き上げることで、期末手当支給月数を年間 4.5 か月と改正しました。

④令和 6 年定例会 1 月臨時会議

(令和 7 年 1 月 15 日条例第 3 号に基づく修正)

改正の箇所：第 6 条第 1 号及び第 2 号中「100 分の 225」を「100 分の 230」に改めました。

改正の理由：同定例会議に提案されている特別職や一般職員と同様に 0.1 か月分を引き上げることで、期末手当支給月数を年間 4.6 か月と改正しました。

4. 令和6年下川町議会定例会の活動について

「令和6年下川町議会定例会」は、令和6年5月1日から令和7年4月30日までの365日間を会期として開会しました。

(1) 議会及び議員の活動目標並びに自己評価

下川町議会基本条例第29条第2項では、「この条例の目的が果たされているか、議会運営委員会において1年ごとに検証」することが規定されております。本規定では、その検証と、令和7年5月発行の議会だより（第208）に掲載された議会及び各議員の取り組み目標に対する自己評価について記載しています。

また、併せて、令和7年下川町議会定例会における、議会及び議員活動目標についても記載しております。

* 下川町議会基本条例第29条第2項に基づく議会運営委員会の検証

議会基本条例に則って通年議会による機動的な議会運営が実現されている。また、議会基本条例の見直しの一環として、現在の社会情勢に即した「議員政治倫理規程」を新たに制定した。

「議会のデジタル化」については、LINE WORKS の導入により、議員間および議員と議会事務局との間で、情報共有や意見集約に活用できるようになった。さらに、デジタル化の推進に向けて、近隣の先進地（剣淵町議会）への視察を実施し、調査・研究に取り組みを進めた。

また、「議員とフリートーク」や「高校生議会モニター」の活動を通じて、早稲田大学マニフェスト研究会および全国町村議会議長会より表彰を受け、議会活性化について一定の評価を得ていると考える。

※議会基本条例の目的が果たされているかの検証を実施することが規定されております。
この検証は、1年ごとに行います。

＊議会としての取り組み（令和６年）

目 標	評 価
○「議員とフリートーク」などを通じて町民の要望などの把握や抱える地域課題を議会全体で共有するとともに、その課題の解決に向けて政策提言を行う。	●町民の要望などの把握や抱える地域課題を議会全体で共有できた。またそれらの意見、要望について、一般質問等に繋げることができたが、政策提言書の提出までには至らなかった。
○議会モニター制度の今後の在り方について検討を行う。	●モニター制度の今後の在り方やアンケートの方法・内容について具体的な検討を行い、アンケート内容の見直しに繋がった。また、対面形式の会議は議会モニターから好評だったため引き続き継続していく。
○効率的で効果的な議会運営のための環境整備として、議場でのタブレットの活用など議会のデジタル化を推進する。	●LINE WORKS の活用が定着した。また、議会のデジタル化については先進事例を調査し、議場持ち込みなどのルール化を図った。オンライン会議については、委員会条例を改正して環境整備を行った。
○議員のなり手不足解消に向けた、検証と研究を行う。	●十分な検証と研究に至っていない。他の自治体の事例を参考に調査研究が必要である。
○積み残し課題となっている議会基本条例の（議員の政治倫理）第７条及び（通報者の保護等）第１４条に関する調査と研究などを行う。	●議員の政治倫理については、新規規程を制定することができたが、通報者の保護等については、行政側の対応と連携し、引き続き調査等が必要である。

*議員としての取り組み（令和6年）

	目 標	自 己 評 価
我 孫 子 議 員	○理事者との協議や、議会を代表する場面において、引き続き自覚と緊張感を持って臨みつつ、議会に対する親しみやすさを自ら体現していく。 ○様々な手段を通して、議会活動についての情報発信や意見交換を行い、議会に関心を持ってもらえるように取り組む。 ○町民が議会活動に参画する環境整備を調査研究することで、議会活動の活性化と持続可能なまちづくりにつなげる。	●議会を代表する立場として、理事者と協議する場面においては、一定程度緊張感を持って臨むことができた。「親しみやすさの体現」については、議会や議員を身近なものとして認識してもらえるよう心掛けた。 ●議会活動についての情報発信や意見交換は、“もう一步”といった感想を抱いてしまうものの、様々な場面で議会への関心を持ってもらえるよう努めた。 ●何をもって「町民が議会活動に参画する」とするのかは明確にできなかったため、引き続き調査研究を進めていく。
桜 木 議 員	○親しみやすく接し易い議員活動を通じた町民の意見・要望の把握と可能な限りそれらに対する回答を明確に行う。 ○町政の現状や課題などに関する情報発信や政策提言能力などの資質向上を図る。 ○地域の様々な課題解決に向けた、一般質問などによる政策提言と具体的な施策の実現に向けた活動を実施する	●親しみやすく接しやすい議員活動については、ほぼ実践できた。また、それらの活動を通じて町民の意見・要望を「議員とフリートーク」などで把握し、それに対する回答について早急の対応が必要なものは、町の担当への直接交渉などを行い、得た回答を対象者へ速やかに伝えることができた。 ●町政の現状や課題などに関する情報発信については、「議員とフリートーク」や一般質問で発信する程度で不十分と感じている。また、政策提言能力などの資質の向上については、更に高める必要がある。 ●地域の課題解決に向けた活動については、一般質問などを通じて政策提言を行い、町の前向きな回答を引き出し、概ね具体的な施策に繋げることができた。

	目 標	自 己 評 価
奥 崎 議 員	○ともに考え答えを出していけるような環境づくりに努める。 ○議員活動の情報発信に取り組む。	●建設的な話し合いにまでもっていくことができなかった。 ●「何のための情報発信か」が定まっておらず、考えてばかりで実行に移せなかった。
小 原 議 員	○審議・審査においては、町民の視点に立った積極的な議論の参加と議決をしていく。 ○地域課題の解決のために行政から提案される提案に対して問題はなにか的確にとらえられるよう、適切な情報収集や課題整理などに努める。	●審議・審査については、影響する当事者の心情を鑑みた判断をするよう心掛けた。 ●疑問のぬぐえない案件については、担当課に出向き話を聞いてくるなど疑問を持ちこさないようにした。また議員同士で情報交換を行い、情報を補い合えるよう情報収集・共有を行った。
中 田 議 員	○町民目線、素人感覚を忘れることなく議員間討議を深め、町政について監視、批判、評価を行う。 ○持続的なまちづくりのために町民の意見の把握、先進事例の調査研究に努め政策提言を行う。 ○農業、林業を基礎とした産業の活性化、個人の暮らしの安定、後継者・担い手育成に取り組む。 ○町民参加を進めるために、その基礎づくりに取り組む。	●町民目線、素人感覚を忘れることなく議員間討議を深め、町政について監視、批判、評価を行う、先進事例の調査研究に努め政策提言を行うことはかなり達成できている。 ●産業の活性化、個人の暮らしの安定、後継者・担い手育成、町民参加の基礎づくりはさらなる調査、研究を続けていく。

	目 標	自 己 評 価
大西議員	○町民との対話を重視し、町民の疑問や不満など小さな声を拾い、解決に向けた素早い行動を心掛ける。 ○議会運営委員会において円滑な議事進行につとめる。 ○町民の安心安全な生活を確保するため、調査・研究して提言・提案をしている。	●町民の疑問等の解決については、3日以内に各課に出向き、答えを聞き出し、その旨を町民に伝えアドバイスするなどある程度実践できた。 ●円滑な議事進行については、議員間の協力もあり、概ね実践できた。 ●町民の安心安全な生活の確保については、冬季の間口除雪について一般質問し、理事者から前向きな回答を得られた。
斉藤議員	○高齢者の方が住み続けられる「まち」の在り方、健康寿命の延伸への支援については引き続き政策提案を行っていききたい。 ○公共施設の維持管理を含め、機能統合・整理・再編について、早期に町の方向性が示されるよう執行機関と協議してまいりたい。	●子育て世代が期待した、通学費助成の実現には至らなかった。しかし、納税者である子育て世代の経済的負担の軽減は極めて重要な事柄であり、活動を継続していく。 ●高齢者の方が、安心して住み続けられる生活環境については今後の課題となる。 ●まちの公共施設等に関する方向性は、今年度示されるスケジュールとなった。今後、その在り方、将来像を執行機関及び町民と協議をしていきたい。

◆令和7年下川町議会定例会目標（令和7年5月～令和8年4月）

*議会としての取り組み

目	標
○「議員とフリートーク」などを通じて町民の要望や地域が抱える課題などを把握し、議会全体で情報共有するとともに、重要な課題と思われるものについてその解決に向けた政策提言を行う。	
○議員のなり手不足解消に向けた、町民との意見交換会など具体的な取り組みを進める。	
○議員の資質や政策形成能力向上に向けた研修会などを実施する。	
○議場・委員会室へ持参可能とした iPad、ノートパソコン等の有効活用について検討する。	

*議員としての取り組み

	目	標
我孫子議員	○議会、議員を身近な存在として感じてもらえるよう心掛けつつ、議会を代表する立場としての緊張感を自覚して議員活動に取り組む。 ○自らの活動を発信することで得られる様々な考えや意見を議員活動に活かす。	
桜木議員	○親しみやすく接しやすい議員活動を通じて町民の要望や地域が抱える課題を把握し、一般質問又は直接的な町への働きかけなどにより、速やかな課題解決に繋げる。 ○町議会議員として4年任期の折り返し（2年）を経過するにあたり、自身の議員活動を検証する機会（町民との意見交換会、活動報告会など）を創出し、より活発で充実した議員活動と資質の向上を図る。	
奥崎議員	○町の課題を自分事としてとらえ、一人一人がどう行動できるかを皆で考え話し合えるような環境づくりに努める。	
小原議員	○総務産業常任委員会のスムーズな運営と町民や関係者がわかりやすい委員長報告になるよう努める。 ○議会に興味を持っていただけるよう「議員とフリートーク」や、勉強会などの参加者の疑問の解決と情報提供をしていく。	

中 田 議 員	○持続的なまちづくりのために町民の意見の把握、先進事例の調査研究に努め政策提言を行う。 ○産業の活性化、個人のくらしの安定、町民参加の推進、後継者・担い手育成に取り組む。 ○町民参加の基礎づくりに取り組む。
大 西 議 員	○町民との対話を重視し、町民の疑問や不満などの小さな声を拾い、解決に向けた素早い行動。 ○町民の安心安全な生活を確保するため、調査、研究し提言、提案をしていく。
斉 藤 議 員	○住み慣れた地域で町民が、安心して住み続けられるような施策、そして高齢者の健康寿命の延伸と「社会参加」を後押しできる政策提案を行っていきたい。 ○子育て世代の経済的負担の軽減が図れるよう提言・提案をし、安心して子育てが出来る環境を整えたい。 ○将来の人口減少を見据えた公共施設の機能統合・整理・再編・配置、公共インフラ整備等の検討・協議を進めていきたい。 ○公の場で、声を挙げずらい町民の小さい声を吸い上げ、町政や政策に反映されるよう活動を行っていく。

(2) 各種会議開催状況

令和6年下川町議会定例会期中における、「本会議」、「委員会」等の開催状況と主な議題について記載しています。

定例会議及び臨時会議で審議した議案等については、(3) 審議した議案と各議員の賛否に詳しく記述しています。

* 定例会議

開催月	本会議 開会日	開会日数	審議を要する期間	審議期間
令和6年 6月	18・19・21	3	R 6. 6. 18～21	4
令和6年 9月	9・12・19	3	R 6. 9. 9～19	11
令和6年12月	17・18・20	3	R 6. 12. 17～20	4
令和7年 3月	6・13 18・21	4	R 7. 3. 6～21	16
計		13日		35日

* 臨時会議

開催月	本会議 開会日	開会日数
令和6年 5月	1・23	2
令和6年 7月	11	1
令和6年10月	10	1
令和7年 1月	10	1
計		5日

※臨時会議の審議を要する期間は、基本的に開会日のみになります。

＊議会運営委員会

開催月	開催日	日数	開催案件
令和6年 5月	1	3	5月臨時会議の運営／令和6年定例会年間スケジュール 令和5年定例会議会活動等の検証評価及び令和6年定例会の議会活動等の目標
	13		5月文書質問／令和6年定例会の議会活動等の目標
	23		5月第2回臨時会議の運営／議会白書
令和6年 6月	13	2	6月定例会議の運営／請願、陳情等協議 議員研修会への派遣
	19		6月定例会議(最終日)の運営 議会提案議案(意見書採択) 令和6年通年議会での取り組み等
令和6年 7月	11	1	7月臨時会議の運営／令和6年通年議会での取り組み等
令和6年 8月	27	1	令和6年通年議会での取り組み等
令和6年 9月	4	3	9月定例会議の運営／陳情、要請等協議 決算認定特別委員会設置 議員研修会への派遣／休会中の調査
	11		9月定例会議(中日)の運営
	18		9月定例会議(最終日)の運営／意見書案
令和6年10月	10	1	10月臨時会議の運営／10月文書質問
令和6年11月	14	2	令和6年通年議会での取り組み等 議会議員政治倫理規程(案)／議会委員会条例改正(案) 議員報酬額及び費用弁償に関する条例改正(案)
	18		「剣淵町議会行政視察」 ・議会運営におけるタブレット端末導入について ・タブレット端末操作
令和6年12月	12	2	12月定例会議の運営／陳情、要請等協議 議場等におけるモバイル端末等の使用申合せ 議会議員政治倫理規程(案) 各組合議会定例会の概要について
	18		意見書／12月定例会議(最終日)の運営
令和7年 1月	10	1	1月臨時会議の運営
令和7年 2月	12	3	議会会議条例改正(案)／議会委員会条例改正(案) 議会の個人情報の保護に関する条例改正(案) 議会と民生委員児童委員協議会との懇談会について

	19		「議会と民生委員児童委員協議会との懇談会」
	27		3月定例会議の運営／陳情、要請等協議 予算審査特別委員会設置／議会白書（活動評価等） 議会と民生委員児童委員協議会との懇談会について
令和7年 3月	7	3	一般質問について／3月定例会議(中日)の運営 各組合議会定例会の概要について
	11		3月定例会議日程の変更について
	18		3月定例会議(最終日)の運営
令和7年 4月	11	1	令和6年定例会活動評価等／令和7年定例会活動目標等 令和7年下川町議会定例会日程案
計		23日	

＊総務産業常任委員会

開催月	開催日	日数	開催案件
令和6年 6月	18・19	2	議案付託審査(福祉医療施設等総合審議会条例、課設置 条例の一部改正、一般会計補正予算)／審査まとめ
令和6年 9月	9	1	議案付託審査(公の施設の設置及び管理に関する条例の 一部改正、一般会計補正予算)／審査まとめ
	30	4	道外所管事務調査 (岡山県奈義町、鳥取県大山町・日吉津村)
令和6年10月	1～3		
	15・16	2	町内所管事務調査／調査まとめ
令和6年12月	17	1	議案付託審査(産業振興基本条例、バスターミナル合同 センター及びにぎわいの広場他 9 件の指定管理者の指 定)／審査まとめ
令和7年 3月	7	1	議案付託審査(多目的宿泊交流施設の指定管理者の 指定)／審査まとめ
計		11日	

＊議会広聴広報特別委員会

開催月	開催日	日数	開催案件
令和6年 5月	1	3	議会モニター委嘱状交付式 ※6名委嘱
	10		「議員とフリートーク（午前・午後）」
	13		議員とフリートークについて（内容共有）
令和6年 7月	11	2	議員とフリートークについて

	23		「浦幌町議会行政視察（オンライン視察）」 町民と意見交換の実施状況、要望・意見等の取扱いなど
令和6年 8月	27	1	「議員とフリートーク（午前・午後）」
令和6年 9月	13	1	議員とフリートークについて（内容共有） 議会モニター会議について
令和6年10月	21	2	「議会モニター会議」 ※議会モニター3名出席
	23		「ファシリテーション研修」
令和6年11月	14	2	高校生モニターについて
	15		「議員とフリートーク（午前・午後）」
令和6年12月	4	3	高校生モニターについて
	11		「高校生モニター」 ※下川商業高校2年生25名出席
	12		議員とフリートークについて（内容共有）
令和7年 2月	12	3	議員とフリートークについて 高校生議会モニターアンケート 議会モニターの会議日程・次年度アンケートについて
	17		「議員とフリートーク（午前・午後）」
	27		議員とフリートークについて（内容共有）
令和7年 3月	24	1	「議会モニター会議」 ※議会モニター4名出席
計		18日	

＊議会広聴広報特別委員会（議会だより編集委員会）

開催月	開催日	日数	開催案件
令和6年 6月	4・5	3	「広報基礎研修」
	21		しもかわ議会だより第205号編集会議
令和6年 8月	19・20	2	「北海道町村議会議長会 議会広報研修会」
令和6年 9月	18	1	しもかわ議会だより第206号編集会議
令和6年10月	15	1	
令和6年12月	20	1	しもかわ議会だより第207号編集会議
令和7年 1月	21	1	
令和7年 3月	17	1	しもかわ議会だより第208号編集会議
令和7年 4月	16	1	
計		11日	

＊決算認定特別委員会（令和５年度決算）

開催月	開催日	日数	開 催 案 件
令和6年 9月	10・11 12・13 17	5	令和5年度下川町各種会計歳入歳出決算認定審査 令和5年度下川町公営企業会計決算認定審査

＊予算審査特別委員会（令和７年度予算）

開催月	開催日	日数	開 催 案 件
令和7年 3月	10・11 17・18	4	令和7年度下川町各種会計予算審査 令和7年度下川町公営企業会計予算審査

＊全員協議会

開催月	開催日	日数	開 催 案 件
令和6年 6月	10	1	6月定例会議について
令和6年 8月	30	1	9月定例会議について
令和6年 9月	13	1	し尿及び浄化槽汚泥と下水との共同処理について スマホ役場について
令和6年12月	10	2	12月定例会議について
	18		小中一貫教育の進捗状況について マトラスターテクノクラシー株式会社における形質変更時要届出区域の指定について
令和7年 2月	26	1	3月定例会議について 名寄地区一般廃棄物中間処理施設等の進捗状況について 役場庁舎等のあり方検討について 小中一貫教育の進捗状況について
計		6日	

＊正副議長・議会運営委員会正副委員長会議（毎定例会議前に実施）

開催月	開催日	日数	開催案件
令和6年 6月	10	1	6月定例会議の日程及び提出予定案件 一般質問／請願／陳情・要請／議員研修会への派遣
令和6年 8月	30	1	9月定例会議の日程及び提出予定案件 一般質問／陳情・要請／決算認定特別委員会設置 議員研修会への派遣／休会中の調査(道外・町内)
令和6年12月	10	1	12月定例会議の日程及び提出予定案件 一般質問／陳情・要請
令和7年 2月	26	1	3月定例会議の日程及び提出予定案件 一般質問／陳情・要請／予算審査委特別委員会設置 令和6年定例会活動評価等（議会白書）
計		4	

※この他に、議会活動としては、

- ・町内所管事務調査（総務産業常任委員会で実施。報告は 44 ページに掲載）
- ・道外所管事務調査（総務産業常任委員会で実施。報告は 51 ページに掲載。）
- ・北海道町村議会議長会等主催の議員研修
などがあります。



(3) 審議した議案と各議員の賛否

各定例会議及び臨時会議ごとに審議された議案等の件名と概要を記載しています。
 通年議会開始とともに、会期中の議案等の番号は通し番号で表記するようになりました。
 なお、網掛けで表示してあるのは、議会提案の議案となっています。

(凡例 ○=賛成、×=反対、欠=欠席)

令和6年5月臨時会議（令和6年5月1日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
議案第1号	下川町過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例 固定資産税の課税免除について、旧条例が効力を失ったことから新たに条例を制定するもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	5/1	
議案第2号	議会の議決に付すべき財産の取得について 塵芥車一式／契約金額：1,892万円 契約の相手方：北海道日野自動車株式会社 旭川支店	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	5/1	
議案第3号	議会の議決に付すべき財産の取得について ロータリー除雪車一式／契約金額：5,885万円 契約の相手方：ナラサキ産業株式会社北海道支社	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	5/1	
議案第4号	和解について 山びこ学園賠償請求（令和2年に園内で起きた骨折事故に対する和解） 解決金50万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	5/1	
議案第5号	和解及び損害賠償の額の決定について 山びこ学園駐車場内での除雪車による車両事故 損害賠償額171,065円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	5/1	
議案第6号	令和6年度下川町一般会計補正予算（第1号） 緊急を要するものによる補正（議場Wi-Fi、中学校施設改修事業等） 補正額：260万2千円 補正後の額：56億1,660万2千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	5/1	
報告第1号	専決処分（第1号）の報告について 下川町税条例の一部を改正する条例 地方税法等の改正に伴う個人住民税所得割額の定額減税などを実施するための改正	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	5/1	
報告第2号	専決処分（第2号）の報告について 下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 地方税法等の改正に伴う保険税の賦課限度額の引き上げの改正	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	5/1	

令和6年5月第2回臨時会議（令和6年5月23日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
議案第7号	議会の議決に付すべき工事請負契約について 日昇団地公営住宅長寿命化型改善工事 契約金額：5,434万円 契約の相手方：黒川・丸沼高橋経常建設工事共同企業体	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	5/23	

令和6年6月定例会議（令和6年6月18日～21日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審査結果	議決日	摘要
議案第8号	下川町福祉医療施設等総合審議会条例 福祉医療施設等の将来に向けて多方面から調査・審議する合議体として「福祉医療施設等総合審議会」を設置するもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	6/21	付託
議案第9号	下川町課設置条例の一部を改正する条例 効率的・効果的な組織体制の整備と住民サービスの向上を図るため、住民生活課と建設水道課を統合し町民生活課とするもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	6/21	付託
議案第10号	下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例 公営住宅の用途廃止に伴い、上名寄団地2戸4棟を条例から削除するもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	6/18	
議案第11号	議会の議決に付すべき工事請負契約について 一の橋地区地域熱供給システム面的拡大工事 契約金額：5,541万8千円 契約の相手方：丹野・筒淵・安田特定建設工事共同企業体	○	○	○	○	○	○	—	原案決	6/18	
議案第12号	議会の議決に付すべき工事請負契約について あけぼの団地線外2路線道路改良舗装工事 契約金額：6,314万円 契約の相手方：谷・安田建設・筒淵建設特定建設工事共同企業体	○	○	○	○	○	○	—	原案決	6/18	
議案第13号	下川町道路線の廃止について 一般国道239号視距改良工事に伴い町道から国道に移管することから関連する路線の廃止及び再認定を行うもの ペンケ・二の橋循環線／二の橋北1号線	○	○	○	○	○	○	—	原案決	6/18	
議案第14号	下川町道路線の認定について 一般国道239号視距改良工事に伴い町道から国道に移管することから関連する路線の廃止及び再認定を行うもの ペンケ・二の橋循環線／二の橋北1号線	○	○	○	○	○	○	—	原案決	6/18	
議案第15号	下川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について 麦乾燥調製設備増改造事業を追加するもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	6/18	
議案第16号	和解及び損害賠償の額の決定について 職員出張時の町有車両による車両事故 損害賠償額24万8,499円	○	○	○	○	○	○	—	原案決	6/18	
議案第17号	令和6年度下川町一般会計補正予算（第2号） 物価高騰対策、新たな施策によるもの、機構改革に伴うもの、緊急を要するもの等による補正（定額減税補足給付金事業、総合福祉センター改修事業費、公民館・町民会館管理運営事業等） 補正額：6,067万円 補正後の額：56億7,727万2千円	○	○	○	○	○	○	—	原案決	6/21	付託
議案第18号	令和6年度下川町介護保険特別会計補正予算（第1号） ※介護保険事業勘定 決算見込み等による補正 補正額：2,565万円／補正後の額：4億8,552万円 ※介護サービス事業勘定 決算見込みによる補正 補正額：0万円／補正後の額：3億3,738万円	○	○	○	○	○	○	—	原案決	6/18	
議案第19号	令和6年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予	○	○	○	○	○	○	—	原案	6/18	

	算（第1号） 決算見込みによる補正 補正額：88万円／補正後の額：4億9,183万円									可 決		
議案第20号	令和6年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 機構改革に伴う委託料の増額及び決算見込みによる補正 補正額：60万円／補正後の額：7,224万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決		6/18	
議案第21号	令和6年度下川町下水道事業会計補正予算（第1号） 浄化センター整備事業の継続費事業への変更に伴う予算組み替えによる補正 補正額：資本的収入 △2億235万円 支出 △2億230万円 補正後の額：資本的収入 2,646万4千円 支出 1億392万7千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決		6/18	
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について 品地 和彦氏（再任）	○	○	○	○	○	○	—	適 任		6/18	
同意第1号	下川町教育長の任命について 古屋 宏彦氏（新任）	○	○	○	○	○	○	—	同 意		6/18	
同意第2号	下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について 佐藤 久美氏（再任）	○	○	○	○	○	○	—	同 意		6/18	
報告第3号	令和5年度下川町繰越明許費繰越計算書について 住民税非課税世帯物価高騰臨時給付金事業のほか7件を令和6年度予算に繰越した報告	—	—	—	—	—	—	—	報告済		6/18	
報告第4号	令和5年度一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社事業報告について 令和5年度事業内容の報告	—	—	—	—	—	—	—	報告済		6/18	
報告第5号	令和5年度一般財団法人しもかわ地域振興機構事業報告について 令和5年度事業内容の報告	—	—	—	—	—	—	—	報告済		6/18	
請願第1号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた請願 請願者：連合北海道下川地区連合会・北教組上川支部下川支会	○	○	○	○	○	○	—	採 択		6/18	
請願第2号	地方財政の充実・強化を求める請願 請願者：連合北海道下川地区連合会・自治労下川町職員労働組合	○	○	○	○	○	○	—	採 択		6/18	
請願第3号	2024年度北海道最低賃金改正等に関する請願 請願者：連合北海道下川地区連合会	○	○	○	○	○	○	—	採 択		6/18	

（※6/21追加案件）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
会議案第1号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	6/21	
会議案第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	6/21	
会議案第3号	2024年度北海道最低賃金改正等に関する意見書	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	6/21	
会議案第4号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	6/21	

令和6年7月臨時会議（令和6年7月11日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
議案第22号	議会の議決に付すべき財産の取得について 教員住宅1棟8戸（外構含む） 契約金額：1億2,900万円 契約の相手方：株式会社丸昭高橋工務店	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	7/11	

令和6年9月定例会議（令和6年9月9日～19日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
議案第23号	下川町公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 総合福祉センター機能訓練室の運動機器の利用終了に伴う使用料の廃止及びまちおこしセンターを指定管理者に管理を行う施設として追加する改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	9/12	付託
議案第24号	下川町国民健康保険条例及び下川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴う改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	9/9	
議案第25号	北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について マイナンバーカードと被保険者証の一体化に伴う改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	9/9	
議案第26号	下川町表彰条例に基づく表彰について 功労表彰 濱下 伸一郎氏	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	9/9	
議案第27号	下川町表彰条例に基づく表彰について 功労表彰 藤原 基喜氏	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	9/9	
議案第28号	下川町表彰条例に基づく表彰について 功労表彰 谷 一之氏	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	9/9	
議案第29号	訴えの提起について 滞納下川町営住宅使用料等の請求を求める、訴えの提起を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	9/9	
議案第30号	令和6年度下川町一般会計補正予算（第3号） 国の制度改正に係るもの、緊急を要するもの、職員の人事異動等による補正（定期予防接種事業、畑地化促進事業、GIGAスクール構想事業等） 補正額：6,420万8千円 補正後の額：57億4,148万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	9/12	付託
議案第31号	令和6年度下川町介護保険特別会計補正予算（第2号） ※介護保険事業勘定 職員の異動等に伴う人件費等の補正 補正額：△2万円／補正後の額：4億8,550万円 ※介護サービス事業勘定 職員の異動等に伴う人件費等の補正 補正額：△53万2千円 補正後の額：3億3,684万8千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	9/9	
議案第32号	令和6年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） 人事異動等に伴う補正 補正額：△286万9千円 補正後の額：4億8,896万1千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	9/9	

議案第33号	令和6年度下川町下水道事業会計補正予算（第2号） 緊急を要するものによる補正 補正額：収益的収入 210万7千円 支出 35万7千円 資本的支出 175万円 補正後の額：収益的収入 2億2,898万9千円 支出 2億1,987万6千円 資本的支出 1億 567万7千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決 可 決	9/9	
議案第34号	令和6年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第1号） 人事異動等及び額の確定による補正 補正額：収益的支出 △303万8千円 補正後の額：収益的支出 1億8,498万1千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決 可 決	9/9	
議案第35号	令和6年度下川町病院事業会計補正予算（第1号） 新型コロナワクチン定期接種、名寄市立総合病院との医師相互派遣、長期前受金調整等に伴う補正等 補正額：収益的収入 3,043万2千円 支出 1,052万1千円 補正後の額：収益的収入 5億6,361万7千円 支出 5億9,244万8千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決 可 決	9/9	
認定第1号	令和5年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について 一般会計及び特別会計（5会計）の決算の認定	○	○	○	○	○	○	—	認 定	9/19	付託
認定第2号	令和5年度下川町公営企業会計決算認定について 下川町病院事業会計の決算の認定	○	○	○	○	○	○	—	認 定	9/19	付託
同意第3号	教育委員会委員の任命について 石谷 英人氏（再任）	○	○	○	○	○	○	—	同 意	9/9	
報告第6号	令和5年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 財政健全化審査及び経営健全化審査についていづれも適正と認められる内容の報告	—	—	—	—	—	—	—	報告済	9/9	
報告第7号	専決処分（第3号）の報告について あけぼの団地線外2路線道路改良舗装工事の請負契約金額の変更 契約額：6,314万円 増額金額：15万4千円 変更後契約金額：6,329万4千円	—	—	—	—	—	—	—	報告済	9/9	

（※9/19追加議案）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
会議案第5号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決 可 決	9/19	

令和6年10月臨時会議（令和6年10月10日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要
議案第36号	議会に議決に付すべき財産の取得について タブレット（iPad第10世代 10.9インチ） 契約金額：1,908万9,180円 契約の相手方：大丸株式会社 道北支店	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決 可 決	10/10	
議案第37号	令和6年度下川町一般会計補正予算（第4号） 衆議院議員選挙及び緊急を要するものに係る補正 補正額：934万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決 可 決	10/10	

	補正後の額：57億5,082万円											
令和6年12月定例会議（令和6年12月17日～20日）												
議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘要	
議案第38号	下川町産業振興基本条例 全産業に共通する共通課題を一体的・連携して 解決するため基本条例を新たに制定するもの	○	○	○	○	○	○	－	原 案 決 可 決	12/20	付託	
議案第39号	下川町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部 を改正する条例 児童手当法改正により、所得上限限度額の規定 が削除されたことに伴い、改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	－	原 案 決 可 決	12/17		
議案第40号	下川町バスターミナル合同センター及び下川町に ぎわいの広場の指定管理者の指定について 指定管理者：下川ふるさと興業協同組合	○	○	○	○	○	○	－	原 案 決 可 決	12/20	付託	
議案第41号	下川町一の橋コミュニティセンターの指定管理者 の指定について 指定管理者：特定非営利活動法人地域おこし協 力隊	○	○	○	○	○	○	－	原 案 決 可 決	12/20	付託	
議案第42号	下川町まちおこしセンターの指定管理者の指定に ついて 指定管理者：特定非営利活動法人しもかわ観光協 会	○	○	○	○	○	○	－	原 案 決 可 決	12/20	付託	
議案第43号	下川町木質原料製造施設の指定管理者の指定につ いて 指定管理者：下川エネルギー供給協同組合	○	○	○	○	○	○	－	原 案 決 可 決	12/20	付託	
議案第44号	下川町営サンル牧場の指定管理者の指定について 指定管理者：北はるか農業協同組合	○	○	○	○	○	○	－	原 案 決 可 決	12/20	付託	
議案第45号	下川町五味温泉の指定管理者の指定について 指定管理者：一般財団法人下川町ふるさと開発振 興公社	○	○	○	○	○	○	－	原 案 決 可 決	12/20	付託	
議案第46号	下川町環境共生型モデル住宅の指定管理者の指定 について 指定管理者：一般財団法人下川町ふるさと開発振 興公社	○	○	○	○	○	○	－	原 案 決 可 決	12/20	付託	
議案第47号	下川町宿泊研修交流施設の指定管理者の指定につ いて 指定管理者：一般財団法人下川町ふるさと開発振 興公社	○	○	○	○	○	○	－	原 案 決 可 決	12/20	付託	
議案第48号	下川町地域間交流施設の指定管理者の指定につい て 指定管理者：一般社団法人ふとひらく	○	○	○	○	○	○	－	原 案 決 可 決	12/20	付託	
議案第49号	下川町体育施設及び桜ヶ丘公園等の指定管理者の 指定について 指定管理者：下川環境サービス事業協同組合	○	○	○	○	○	○	－	原 案 決 可 決	12/20	付託	
議案第50号	和解及び損害賠償の額の決定について 職員運転の町有車両による二の橋の車両事故 損害賠償額130,570円	○	○	○	○	○	○	－	原 案 決 可 決	12/17		
議案第51号	令和6年度下川町一般会計補正予算（第5号） 緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み 等による補正（民間賃貸住宅建設等促進事業、総 合福祉センター管理事業等） 補正額：△3,757万4千円 補正後の額：57億1,324万6千円	○	○	○	○	○	○	－	原 案 決 可 決	12/17		
議案第52号	令和6年度下川町介護保険特別会計補正予算 （第3号） ※介護保険事業勘定 事業の確定及び執行見込みに伴う補正	○	○	○	○	○	○	－	原 案 決 可 決	12/17		

	補正額：△194万9千円 補正後の額：4億8,355万1千円 ※介護サービス事業勘定 事業の確定見込みに伴う補正 補正額：△101万8千円 補正後の額：3億3,583万円										
議案第53号	令和6年度下川町簡易水道事業会計補正予算 (第2号) 額（事業）の確定及び執行見込みによる補正 補正額：収益的収入 1,858万6千円 支出 △14万8千円 資本的収入 △373万4千円 支出 1,557万3千円 補正後の額：収益的収入 1億8,123万2千円 支出 1億8,483万3千円 資本的収入 2億2,926万3千円 支出 3億402万7千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	12/17	
議案第54号	令和6年度下川町病院事業会計補正予算（第2号） 事業費見込み及び確定等に伴う補正 補正額：収益的収入 342万円 資本的収入 △40万円 支出 △39万6千円 補正後の額：収益的収入 5億9,586万8千円 資本的収入 1,845万9千円 支出 2,233万9千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	12/17	
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について 松野尾 道雄氏（再任）	○	○	○	○	○	○	—	適 任	12/17	
報告第8号	令和6年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告について	—	—	—	—	—	—	—	報告済	12/17	

(※12/20追加議案)

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審査結果	議決日	摘要
会議案第6号	刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書	○	○	○	○	○	○	—	原案決	12/20	

令和6年1月臨時会議(令和7年1月10日)

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審査結果	議決日	摘要
会議案第7号	下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 特別職等との均衡を図るため期末手当支給月数を0.10月分引き上げる改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	1/10	
議案第55号	下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 一般職の期末・勤勉手当の引き上げと均衡を図るため町長・副町長・教育長の期末手当支給月数を0.10月分引き上げる改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	1/10	
議案第56号	下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 人事院勧告(月額給与の引上げ(行政職平均3.30%、医療職平均2.69%)、期末・勤勉手当引上げ(それぞれ0.05月分合計0.10月分))に伴い必要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	1/10	
議案第57号	令和6年度下川町一般会計補正予算(第6号)	○	○	○	○	○	○	—	原案	1/10	

	物価高騰対策、給与改定、緊急を要するもの等による補正(物価高騰対策支援事業、住民税均等課税世帯物価高騰支援事業、プレミアム付商品券事業等) 補正額：1億48万3千円 補正後の額：58億1,372万9千円									可 決		
議案第58号	令和6年度下川町介護保険特別会計補正予算(第4号) ※介護保険事業勘定 人事院勧告に伴う補正 補正額：70万1千円 補正後の額：4億8,425万2千円 ※介護サービス事業勘定 人事院勧告に伴う補正 補正額：480万5千円 補正後の額：3億4,063万5千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	1/10		
議案第59号	令和6年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) 人事院勧告に伴う補正 補正額：47万2千円 補正後の額：4億8,943万3千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	1/10		
議案第60号	令和6年度下川町下水道事業会計補正予算(第3号) 職員の給与改定及び額の確定による補正 補正額：収益的支出 △21万3千円 補正後の額：収益的支出 2億1,966万3千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	1/10		
議案第61号	令和6年度下川町簡易水道事業会計補正予算(第3号) 職員の給与改定及び人事異動による補正 補正額：収益的支出 106万7千円 補正後の額：収益的支出 1億8,590万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	1/10		
議案第62号	令和6年度下川町病院事業会計補正予算(第3号) 異動及び人事院勧告による人件費の補正 補正額：収益的支出 △481万5千円 補正後の額：収益的支出 5億9,105万3千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	1/10		

令和6年3月定例会議（令和7年3月6日～21日）

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審 査 結 果	議 決 日	摘 要
会議案第8号	下川町議会会議条例の一部を改正する条例 会議時間の変更に関する規定の明確化と、携帯品の制限等の見直しを行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	3/6	
会議案第9号	下川町議会委員会条例の一部を改正する条例 オンラインによる方法で委員会を開会できるよう、必要な改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	3/6	
会議案第10号	下川町議会個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 「刑法等の一部を改正する法律」の施行及び「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	3/6	
議案第63号	下川町地上デジタルテレビ放送難視聴対策再放送施設の設置及び管理に関する条例 下川町地域情報通信基盤施設について、現行の条例を廃止し、放送法に定める放送局による地上デジタルテレビ放送の難視聴地域の解消のための再放送施設の設置及び管理に関して、新たに条例	○	○	○	○	○	○	—	原 案 可 決	3/6	

	を制定するもの											
議案第64号	下川町犯罪被害者等支援条例 犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に、新たに条例を制定するもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		
議案第65号	下川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 児童福祉法の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		
議案第66号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 「刑法」等の改正により、刑罰の「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」が創設されることに伴い、関連する条例について改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		
議案第67号	下川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び下川町税条例の一部を改正する条例 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、関係条例の引用条文の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		
議案第68号	下川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		
議案第69号	下川町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、引用条文の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		
議案第70号	下川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 人事院勧告のうち、令和7年4月1日に施行となる給料月額における若手・中堅職員の早期昇格時や民間人材採用時の給与の改善、配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を1万3千円に引き上げるなどの改正及び期末・勤勉手当における役職加算について、所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		
議案第71号	下川町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例 ヒグマの出没に対応する職員の特殊勤務手当について、新たに「危険動物排除等業務手当」を追加するための所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		
議案第72号	下川町公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 「美桑が丘」及び附属施設の「美桑が丘管理棟」を譲渡するため、公の施設から削除するための所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		
議案第73号	下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例 町営住宅の新築に伴い、木造2階建1棟8戸を追加するもの	○	○	○	○	○	○	—	原案可決	3/6		
議案第74号	下川町五味温泉の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 五味温泉の附属施設「ふれあい交流施設」に新た	○	○	×	○	○	○	—	原案可決	3/6		

	な利用料金を設定するため、所要の改正を行うもの											
議案第75号	下川町民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 図書室に新たに「水曜日」を休室日として設定するため、所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案 可決	3/6		
議案第76号	下川町介護予防生活支援事業条例の一部を改正する条例 介護予防生活支援事業の配食サービス事業及び給食サービス事業の利用者自己負担額を増額するため、所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案 可決	3/6		
議案第77号	下川町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例 「布設工事監督者」及び「水道技術管理者」の資格要件が見直されたことから、所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案 可決	3/6		
議案第78号	下川町公共下水道の管理等に関する条例の一部を改正する条例 公共下水道等からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準が見直されたことから、所要の改正を行うもの	○	○	○	○	○	○	—	原案 可決	3/6		
議案第79号	下川町道路路線の廃止について 一の橋公園通り線砂防指定地を変更するため、終点及び延長を変更するための廃止	○	○	○	○	○	○	—	原案 可決	3/6		
議案第80号	下川町道路路線の認定について 一の橋公園通り線砂防指定地を変更するため、終点及び延長を変更するための再認定	○	○	○	○	○	○	—	原案 可決	3/6		
議案第81号	下川町多目的宿泊交流施設の指定管理者の指定について 指定管理者：Grate Inc	○	○	○	○	○	○	—	原案 可決	3/13	付託	
議案第82号	令和6年度下川町一般会計補正予算（第7号） 緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等による補正（総合行政情報システム運用事務、町道除排雪事業等） 補正額：△1億3,153万2千円 補正後の額：56億8,219万7千円	○	○	○	○	○	○	—	原案 可決	3/6		
議案第83号	令和6年度下川町介護保険特別会計補正予算（第5号） ※介護保険事業勘定 事務事業の執行見込みによる補正 補正額：△3,925万6千円 補正後の額：4億4,499万6千円 ※介護サービス事業勘定 事務事業の執行見込みによる補正 補正額：△107万3千円 補正後の額：3億3,956万2千円	○	○	○	○	○	○	—	原案 可決	3/6		
議案第84号	令和6年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） 事務事業の確定及び執行見込みによる補正 補正額：△6,503万1千円 補正後の額：4億2,440万2千円	○	○	○	○	○	○	—	原案 可決	3/6		
議案第85号	令和6年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 執行見込みによる補正 補正額：△19万円／補正後の額：7,205万円	○	○	○	○	○	○	—	原案 可決	3/6		
議案第86号	令和6年度下川町下水道事業会計正予算（第4号） 執行見込及び事業の確定による補正	○	○	○	○	○	○	—	原案 可決	3/6		

	補正額：収益的收入 500万円 資本的收入 △523万9千円 支出 △406万8千円 補正後の額：収益的收入 2億3,398万9千円 資本的收入 2,122万5千円 支出 1億160万9千円											
議案第87号	令和6年度下川町簡易水道事業会計補正予算 (第4号) 執行見込、事業の確定及び財源調整による補正 補正額：収益的收入 1,106万9千円 支出 △36万8千円 資本的收入 △2,201万8千円 支出 △2,758万7千円 補正後の額：収益的收入 1億9,130万1千円 支出 1億8,553万2千円 資本的收入 2億724万5千円 支出 2億7,644万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	3/6		
議案第88号	令和6年度下川町病院事業会計補正予算 (第4号) 入院・外来患者数の予定量に対する減少及び執 行見込による補正等 補正額：収益的收入 △3,246万9千円 収益的支出 △172万9千円 資本的收入 172万3千円 補正後の額：収益的收入 5億3,114万8千円 収益的支出 5億8,932万4千円 資本的收入 2,018万2千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	3/6		
議案第89号	令和7年度下川町一般会計予算 歳入歳出：60億6,600万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	3/21	付託	
議案第90号	令和7年度下川町介護保険特別会計予算 歳入歳出： 介護保険事業勘定 4億5,964万円 介護サービス事業勘定 3億4,705万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	3/21	付託	
議案第91号	令和7年度下川町国民健康保険事業特別会計予算 歳入歳出：4億8,503万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	3/21	付託	
議案第92号	令和7年度下川町後期高齢者医療特別会計予算 歳入歳出：7,387万円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	3/21	付託	
議案第93号	令和7年度下川町下水道事業会計予算 歳入歳出： 収益的收入 2億4,209万1千円 収益的支出 2億4,344万9千円 資本的收入 1億9,542万3千円 資本的支出 2億6,603万9千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	3/21	付託	
議案第94号	令和7年度下川町簡易水道事業会計予算 歳入歳出： 収益的收入 1億 328万3千円 収益的支出 2億7,873万4千円 資本的收入 4,088万7千円 資本的支出 4,256万4千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	3/21	付託	
議案第95号	令和7年度下川町病院事業会計予算 歳入歳出： 収益的收入 5億7,283万2千円 収益的支出 6億1,055万5千円 資本的收入 3,231万8千円 資本的支出 3,757万5千円	○	○	○	○	○	○	—	原 案 決	3/21	付託	
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について 石谷 恵美氏 (新任)	○	○	○	○	○	○	—	適 任	3/6		

※3/21追加議案

議案番号	議 案 名	桜木	奥崎	小原	中田	大西	斉藤	我孫子	審査結果	議決日	摘要
議案第96号	財産の無償譲渡について 町内全域の光回線網等の施設を東日本電信電話株式会社に無償譲渡するもの	○	○	○	○	○	○	—	原案決	3/21	
議案第97号	議会に議決に付すべき財産の処分について 美桑が丘の土地の売り払い 売却予定金額：164万5,459円 契約の相手方：特定非営利活動法人森の生活	○	○	○	○	○	○	—	原案決	3/21	
議案第98号	令和6年度下川町一般会計補正予算（第8号） 「美桑が丘」の土地の売り払いに係る補正 補正額：164万6千円 補正後の額：56億8,384万3千円	○	○	○	○	○	○	—	原案決	3/21	

注) 議長は、議事進行を行うため賛否の表明はしません。賛否が同数の場合のみ表明します。



(4) 一般質問の実績

一般質問は、議員が町の施策の執行の状況や将来の方針などについて、政策的提言や行政の課題などを執行者に直接質すために行うものです。また、執行者の見解や施策について報告や説明を求めることや問い質すこともあります。

一般質問は、6・9・12・3月に開催する定例会議でのみ実施することができ、会議期間中の初日と最終日を除く中日に実施しています。

また、令和3年3月定例会において下川町議会基本条例が新規制定された際に、一般質問における「反問権」が町長のみが付与されました。その後、令和4年3月開催の3月定例会議において、議員発議により下川町議会基本条例の一部改正がなされ、町長のみでなく、教育長、各行政委員会の長（農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員）及び副町長にも付与されることとなりました。

「反問権」とは、答弁者が質問者に対して問い返すことができるというものであり、(1)質問の趣旨・内容確認、(2)質問の背景・根拠、(3)質問に対する逆質問などを行うことをいいます。

◆提出件数等

提出年月	提出議員数	質問数	提出〆切	議運協議	一般質問日
R 6年 6月	3議員	5問	R 6. 6. 12	R 6. 6. 13	R 6. 6. 19
R 6年 9月	3議員	5問	R 6. 9. 3	R 6. 9. 4	R 6. 9. 12
R 6年12月	5議員	10問	R 6. 12. 11	R 6. 12. 12	R 6. 12. 18
R 7年 3月	6議員	8問	R 7. 3. 7	R 7. 3. 7	R 7. 3. 18
R 6年合計		28問			

※一般質問の状況は、YouTubeで公開しています。

■ 6月定例会議一般質問（令和6年6月19日実施）

提出議員	質 問 事 項
中 田 議 員	農プラスマルチジョブ。パッケージとしての総合的な移住促進について
	人材・経済交流拡大について
奥 崎 議 員	町内の民間活動団体の充実と継続に向けた取り組みについて
桜 木 議 員	あらゆる産業及び分野における人材確保対策について
	住民サービスの向上につながる役場等の職場環境改善について

■ 9月定例会議一般質問（令和6年9月12日実施）

提出議員	質 問 事 項
斉 藤 議 員	子育ての安心につながる取り組みについて
	「誰もが安心して暮らせるまち」について
	資格取得の支援について
中 田 議 員	「町民とともに歩む」町政を実現する取り組みについて
桜 木 議 員	公共施設の再編・統廃合などの町民への情報提供について

■ 12月定例会議一般質問（令和6年12月18日実施）

提出議員	質 問 事 項
小 原 議 員	本町の大畑の農業政策について
	外資系企業における金山跡調査の新聞報道について
斉 藤 議 員	物価高騰対策について
	窓口業務の住民サービス向上について
中 田 議 員	下川町の再興に向けた取組について
	効率的・効果的な行政運営について
	危機管理体制の充実について
奥 崎 議 員	下川町農産物加工研究所の運営について
桜 木 議 員	住民サービスの向上に向けた取り組みの状況について
	母村・旧高鷲村（現・郡上市）との今後の交流について

■ 3月定例会議一般質問（令和7年3月18日実施）

提出議員	質 問 事 項
中 田 議 員	危機管理体制の充実、危機対応訓練等の対策について
小 原 議 員	令和7年町政執行方針（上下水道事業）について
	令和7年町政執行方針（中間支援組織）について
奥 崎 議 員	下川商業高校の存続に向けて
桜 木 議 員	公有財産の民間による活用の促進について
	民間団体などの活動を支援する方策について
斉 藤 議 員	町政執行方針について
大 西 議 員	冬期間の安全で快適な住環境の確保について

▼反問権行使 なし

(5) 文書質問の実績

文書質問は、下川町議会基本条例第 20 条で、行うことができると規定されており、定例会議を実施している月を除く月に実施することができます。また、文書質問は、議員が主体的かつ機動的な議員活動に資することを目的として実施しています。

文書質問制度の運用開始は、令和 3 年 7 月からとなっています。

◆提出件数等

提出年月	提出議員数	質問数	提出〆切	議運協議	回答〆切
R 6 年 5 月	1 議員	1 問	R 6. 5. 10	R 6. 5. 13	R 6. 5. 30
R 6 年 10 月	1 議員	1 問	R 6. 10. 10	R 6. 10. 10	R 6. 10. 31
R6 年合計		2 問			

※文書質問は、定例会議月(3・6・9・12月を除く月)に実施できます。

※文書質問の回答は、各月毎に町の WEB ページ、又は議会だよりにて公表しています。

ただし、紙面の都合上、議会だよりでは文書質問の一部のみの掲載となっています。

※8 月及び 1 月の文書質問は議員申し合わせにより実施しませんでした。

■令和 6 年 5 月文書質問

提出議員	質 問 事 項
中 田 議 員	小中一貫校の運営準備状況について

■令和 6 年 1 0 月文書質問

提出議員	質 問 事 項
桜 木 議 員	公区制度に関する町民への丁寧な説明などについて

(6) 総務産業常任委員会の所管事務調査の実施概要

総務産業常任委員会は、下川町議会に常設で置かれている委員会で、町長から提出された議案などを専門に調査、審議する機関で、議長を除く 6 名で構成されています。

なお、下川町議会での常設の常任委員会は、本委員会のみとなっています。

所管事務調査は、地方自治法第 109 条第 2 項で、「常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する」と規定されており、委員会が自主的にその所管する事務について行う調査として実施しています。

令和 6 年定例会中では、町内と道外の 2 回の調査を実施しております。所管事務調査の概要は以下のとおりです。

I 町内所管事務調査

◆ 調査の目的：各種事務事業の執行状況及び施設の管理運営状況を調査し、今後の行政推進に資する。

◆ 調査期間：令和 6 年 10 月 15 日（火）・16 日（水）2 日間

◆ 調査内容：(1) 五味温泉・エコハウス美桑・結いの森管理運営事業
(2) 土壌改良施設運営事業
(3) 戸田建設株式会社熱導管延長工事
(4) 駅カフェイチノハン空き店舗管理状況
(5) 札天山収蔵館管理状況
(6) 下川中学校運営状況
(7) ふるさと交流館管理状況

◆ 各調査箇所の概要及び所見

(1) 五味温泉・エコハウス美桑・結いの森管理運営事業

■概要：五味温泉の経営状況は、利用者は 7 月末までの比較によると、前年より 165 人少ない 2 万 5,738 人、うち宿泊は前年より 151 人少ない 1,743 人、日帰りは 14 人少ない 2 万 3,995 人となっている。また、収入から支出を差し引いた金額は△1,361 万 2,940 円と前年より収支不足額（赤字）が約 135 万円多い結果となっている。なお、指定管理料は含まない数字となっている。

五味温泉の運営に係る経営改善内容として、

①インターネット予約の再開

②食事入浴セットの提供

③食事の原価率低減（78%→65%程度に改善 ※通常は20%～35%）

④インターネットバンキングの実施

⑤月例監査の実施による経営改善指導

食事入浴セット販売の効果はあらわれている。一方で、光熱水費の増加がカバーできていない状況である。

エコハウス美桑は、平成22年3月に竣工した施設である。下川町で伐採された木材の活用や地元職人の手により、高気密・高断熱を実現した環境共生型モデル住宅となっている。訪れた方に様々な体験をしていただくことで、住宅環境対策に関する普及啓発活動を展開している。延べ床面積は249.30㎡、事業費は9,823万3千円となっている。令和6年度については、11月4日にエコハウス美桑ワークショップを実施することで普及啓発の場を提供している。



経営状況は、利用者は7月末までの比較によると、前年より59名少ない262人で収入から支出を差し引いた金額は20万3,271円と前年より収支差額（利益）が約28万円少ない結果となっている。町から指定管理料は支出されていない。

結いの森の経営状況は、利用者は7月末までの比較によると、前年より105人少ない1,153人で収入から支出を差し引いた金額は△241万6,035円と前年より収支不足額（赤字）が約6万円少ない結果となっている。なお、指定管理料は含まない数字となっている。

＊質疑応答及び委員からの意見等＊

（五味温泉）

・新たな経営改善策は考えているか

→経営改善計画を履行してもらう。

・五味温泉委託料上昇の要因は

→温泉施設の人件費の増加やレジオネラ菌・浴槽検査等の保守、設備点検等の業務によって上昇している。

- ・施設改装の考えはあるか
→宿泊部屋の改善を要望する声は聞いている。指定管理事業者とのコミュニケーションを密にしていきたい。
- ・経営意識向上の研修が必要だと思う。以前行われていた宴会などの営業回りも大事だと思う。

(エコハウス美桑)

- ・エコハウス美桑の修繕計画は予定されているのか
→修繕計画などは、公共施設総合管理計画の個別改善計画に基づき進められるが、エコハウス美桑については、大規模な修繕は予定されていない。

(結いの森)

- ・結いの森を連泊する人にとって変化の少ない朝食は飽きがきたりしないのか
→宿泊客から提供食材の種類増加を望む要望は来ている。サービス向上のためにも検討したい。

(全体として)

- ・指定管理を公社だけでなく公募にすることで経営を立て直すべきではないのか
→今年度で指定管理が終了するが次期の指定管理者候補者の選定は「非公募で考えている」と選定委員会で決定された。選定委員からは、五味温泉から提出された改善計画を期待しようという意見があった。
- ・指定管理事業者については、当課として理事になっていないため、せめてオブザーバーとして理事会に参画させてほしいと要望している。理事長の回答としては、理事として参加を考えているとの回答だった。月例報告が遅いなど、経営意識の低さを伝えていきたい。
- ・経営感覚のレベルを上げるよりも、外部から積極的に人材を引き入れないと経営改善スピードが遅れてしまう。

■所見：調査では質問の多くを五味温泉の経営改善計画に向けられた。その中で指定管理者の理事会において、担当課の意思が伝わりにくい状態であること（理事の登用やオブザーバー参加がされていない）、次期指定管理の更新についても非公募としたことについては委員から疑問の声があがった。そのような危惧を払拭するためにも今後さらに踏み込んだ経営改善計画を示すべきであ

る。

エコハウス美桑は、環境共生型モデルハウスの実証施設として、今後もワークショップなどの推進で環境共生型住宅の普及につなげていきたい。

(2) 土壌改良施設運営事業

■概要：平成 14 年 4 月に整備された施設で延べ床面積 3,434.4 m²、耐用年数は 24 年であり、今後 3 年程度で耐用年限を迎える施設となっている。令和 6 年 4 月から指定管理者が公募により下川運輸株式会社が管理運営をしている。施設の老朽化が激しく、特に屋根の外



装被覆については損傷が著しく、本年度の補正予算でガルバリウム鋼板を張る屋根の補修工事を部分的に行っている。調査時は発酵棟内でロータリー式攪拌機が堆肥を切り返しているところだった。稼働は 1 レーンのみであり、町内の生ゴミ、牛糞、バーク樹皮等が主原料となっている。

■所見：堆肥製造施設の屋根の一部を改修した結果 1 レーンについては稼働できる状態となった。指定管理事業者の意向としては天井被覆の損傷によって現在堆肥製造ができていないレーンも活用し、2 レーン体制で堆肥の製造スピードを加速させたいという意思が見られた。今後冬期の堆肥の状態や、指定管理事業者から実態を聴取しながら改修計画の判断をしていただきたい。

(3) 戸田建設（株）熱導管延長工事

■概要：戸田建設株式会社が運営しているイチゴ栽培ハウスの加温熱源としてバイオマス熱導管延長のための一の橋地区地域熱供給システム面的拡大工事として本年 6 月 19 日から 11 月 8 日までの工期とした 5,541 万 8 千円の事業である。

山びこ学園の熱導管分岐点から温泉パイプを 253m 布設し、戸田建設株式会社所有のイチゴハウス 4 棟に引き込む工事をしている。調査時はほぼ工事は完了しており、戸田建設株式会社の加温設備まで熱導管が接続されている状態である。



■所見：熱導管延長工事による地域熱面的拡大により、山びこ学園施設利用者の活動の場が確保されるよう農福連携の取り組みの充実に期待する。

(4) 駅カフェイチノハシ空き店舗管理状況

■概要：平成 25 年度に駅カフェイチノハシ整備事業として 2,929 万 4,735 円を投じて施設及び販売車両を整備し、駅カフェイチノハシの営業を開始した。開



業後は営業する地域おこし協力隊員の変遷や来客数の減少などにより、令和 5 年 6 月 30 日の営業を最後に一時閉店となっている。調査時は閉店時の状態で店舗は維持されており、什器等もすべて残されている状態であることを確認した。

■所見：今後は、山びこ学園直売所等の利用を検討しているとの説明だが、本町の観光利用や一の橋住民の利便性向上を考えるならば、バイオビレッジ構想の一つの柱として店舗再開に向けたあらゆる模索をすべきである。

(5) 札天山收藏館管理状況

■概要：札天山收藏館の前身は昭和 55 年に建設された一の橋小学校であり、同校は平成 13 年に閉校となっている。その後、平成 21 年 10 月に札天山收藏館として開館し、一階には一の橋小学校の史料や写真、二階は郷土資料などが収蔵されており、体育館には炭鉱や鉄



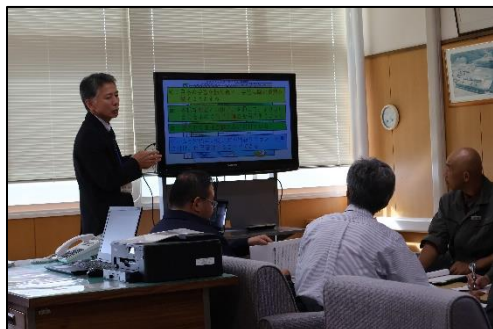
道、郵便や商店、農具などの産業資料が展示されている。現在学芸員が不在で館内の案内や展示品の解説ができないため閉館となっており、清掃等の管理と機械警備がされている状態である。

■所見：不在の学芸員を任用することで展示品の理解が深まり、施設の開館日も増やすことができる。収蔵品の展示にとどまらず、それらを利用した体験的な活用ができないか。との意見が委員よりあった。また、長期休館であることから期間限定の完全予約の開館を試みるなど町民に観覧の機会を与えるべきである。

(6) 下川中学校運営状況

■概要：下川中学校は町内4中学校の統合を機に昭和53年、現在地に新築した中学校である。平成12年8月に全面改修が完了し木質化した学習環境となっている。現在はESD（持続可能な開発のための教育）の実現に向けて幼小中高の連携強化を図りながら教育活動を展開しており、来年度の施設分離型小中一貫校の本格稼働へ向けて移行中の段階である。全校生徒は58名で部活はテニス・吹奏楽・野球に加え剣道・スキーが少年団として活動している。調査時は中学校内の学習風景を視察したあとに校長等により現状説明を受けた。

校内視察では、視聴覚教室のプロジェクター等の故障、体育館のトイレは古い和式の状態であることを確認した。



質疑応答

- ・情報リテラシーについてどのような取り組みをしているのか
→技術の授業やタブレットを使用する際に情報の取り扱いについては、その都度説明している。
- ・タブレット移行後の先生の負担に変化はあったのか
→生徒への情報共有等については先生の負担はかなり軽減されている。授業についても予習として、生徒に見てもらいたいYouTube動画を紹介するなど授業のやり方も変化してきている。タブレットの活用については得意な先生も不得意な先生もいるのでタブレットの技術的な習得も進めていきたい。
- ・施設分離型小中一貫校の移行期間として、どのような手応えを感じているのか
→成果として先生がその良さを実感するのではなく、子どもたちがその良さを実感してもらうことが一番だと感じている。子どもたちの取り組みで苦手とするものについてはハードルが少しでも下がること、先生においては小学校入学時から子どもたちの特性を見ていくことで中学校に移行するまでの間に個々の教え方や指導方法など、時間をかけて考えていくことができることも小中一貫の良い部分になると思う。

■所見：中学校の備品や設備が老朽化に伴い使用できない状態であることが確認された。体育館のトイレについては状態も古く和式であるため、一部の生徒は利用を避け、離れたトイレへ行っているとの説明だった。それらの不具合につ

いては現場の声を聞きながら生徒に不自由のない教育環境にすべきである。

(7) ふるさと交流館管理状況

■概要：ふるさと交流館は、平成3年7月に開館した施設である。施設は釧路市出身の建築家、毛綱毅曠氏の監修によるもので、館内は下川町開拓からの各種機具、アイヌ民族資料、考古学資料が展示されている。学芸員が不在の状況となっており、館内の案内や展示物の解説ができないため現在は閉館としており、清掃等の管理と機械警備を行っている。



令和6年度については、9月17日から29日までの間、完全予約制で開館を実施している。また、本年より「語り部」を導入し、来館者に対し下川町の歴史や文化を語り継いでもらう事業を行っている。

■所見：施設の展示趣旨に合わない展示物があるなど、全体の流れに沿って語り部が説明しやすい配置になるよう、今一度検討すべきである。また、語り部が有効に機能されることが望まれる。企画展を実施するなど、来館利用者が増えることを期待する。



■総合所見

議会や委員会等で指摘した事項、意見等については、速やかに検討すべきである。

Ⅱ 道外所管事務調査

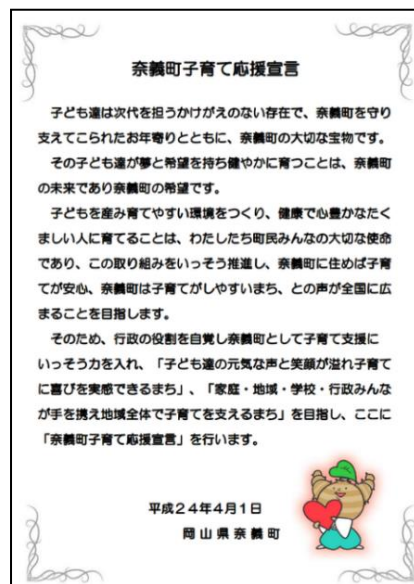
- ◆ 調査の目的：懸案事務事業及び議会活性化に資する調査を行い、今後の行政推進に資する。
- ◆ 調査期間：令和6年9月30日（月）～10月3日（木）4日間
- ◆ 調査事項：（1）少子化対策、子育て・移住施策の取り組み（岡山県奈義町）
（2）議会だよりの編集について（鳥取県大山町）
（3）子育て支援・人口増加の取り組み（鳥取県日吉津村）
- ◆ 調査の概要と所見
（1）岡山県奈義町：少子化対策、子育て・移住施策の取り組み

（奈義町の概要）

岡山県東北部に位置する奈義町は、鳥取県との県境にある人口 5,560 人（R6. 4. 1 現在）の中山間地域の町である。中心市街地から半径 2 キロに人口の約 8 割が居住するコンパクトシティとなっている。

（子育て応援宣言のまち）

平成 14 年に住民投票で単独町制を選択した。平成 24 年に行政が町民へ約束すること目的に議会の議決で「子育て応援宣言」を行った。子育て支援策や若者定住施策を進め、令和元年に合計特殊出生率が日本トップクラスの「2.95」となり子育て支援で注目を集める町となっている。また、令和 5 年には、こどもの利益を第一に考える社会の実現を目指し「こどもまんなか応援サポーター宣言」を行っている。



（子育て応援施策）

令和 6 年の春に保育園 1 園と幼稚園 2 園を統合して定員 250 名のこども園「なぎっ子こども園」を開園した。登園中に利用するおむつを定額で提供する「おむ

つのサブスク」を導入している。また、こども園から中学校まで給食費完全無償化や町内にある小学校1校、中学校1校では教材費無償化を実施している。

その他にも子どもの成長に寄り添った経済的支援として、出産祝い金10万円、在宅育児をする保護者に月額1万5千円の支援金、高校就学支援として年額24万円の支援金、また、大学生には奨学育英金を実施、卒業後に町へ定住した場合は全額返済免除等を実施している。切れ目のない経済的支援を受けられる体制が整っていることで、奈義町で子育てをする世帯の安心感に繋がっている。

(町民同士で支え合う子育てサポートの仕組み)

行政担当者からの説明のあと、地域と子育て拠点施設「なぎチャイルドホーム」の視察を行った。

誰でもいつでも気軽に通うことができ、常駐する子育てアドバイザーに育児に関する相談や子どもの社会的経験の場となるような活動を行っている。小学校下校後の子どもたちの居場所としても利用されており、視察時は下校児童の勉強をスタッフが見ている様子が見られた。



また、施設内では利用者の意見を参考にして、お下がり子ども服や育児関連用具などがフリーマーケット形式で購入できるようになっており、利用者に大変喜ばれている。

一時保育「すまいる」では、一時的に子どもを預かってほしい時に、子育て援助会員に依頼できる制度であり、施設や会員の自宅に子どもを預けることができる。また、「自主保育たけの子」では親同士で協力し合って自主的な保育活動を行っている。子どもだけでなく、親同士の交流の場にもなっている。

(移住施策事業)

事業所の少しだけ手伝ってほしい、子育てしながら少しだけ仕事がしたいという仕事と人を繋げる「しごとコンビニ」事業を実施している（一般社団法人しごとえんが運営）。子育て中の母親だけでなく時間に余裕がある方や地域に役立ちたいと考えるシニア世代なども登録しており現在の登録は約300人となっている。柔軟な働き方を提供し、子育て世帯の就業機会を増やすだけでなく、地域の人材不足の解消にも寄与しており、多様なニーズに応じたモデルケースであった。

雇用創出の場として平成 4 年に工業団地を整備し全区画が完売し、16 の企業誘致により約 800 名の雇用が生み出されている。

住環境の整備として町営賃貸住宅（若者・定住促進住宅）の提供や分譲住宅の整備、空き家の購入や利活用の補助、新築・住宅リフォーム補助などを行っている。



（有効な少子化対策とは）

有効な少子化対策としては、

- ・妊娠・出産・子育てまで切れ目のない経済的な支援
- ・育児の際の心理的・肉体的負担などのメンタル的支援や男性の家事育児参画の推進これらの解決により子育てに優しい地域といった安心感の醸成に繋がっている。移住定住の施策としては、住む場所、働く場所、教育不安の解消がひいては地域課題の解決にも寄与している。

【所見】

奈義町は、「奈義町子育て応援宣言」を行うことで、町として子育て支援に力を入れることを町民に約束し、宣言通り様々な子育て支援策に取り組んでいた。

子育て世帯に負担となる費用を少しでも軽くするため、子どもの成長に合わせた切れ目のない経済的な支援策と併せて、精神的な支援策として子育て世帯が安心して子育てができるように「地域と子育て拠点施設」を整備して、心配や不安と感じた時にいつでも気軽に訪れアドバイザーに相談できる体制を提供した。

子育て支援施策の充実も重要だが、子育て世帯が不安等の相談が気軽にできる場の提供や、利用者の希望や声が反映される施設運営の他、行政と民間、地域住民が一丸となって子育てができる魅力的で安心できる地域づくりを進めている取り組みは大変参考になるものだった。

(2) 鳥取県大山町：議会だより編集について

(大山町の概要)

町村議会広報全国コンクール等で多数の受賞実績のある大山町で議会だより編集等の調査を行った。鳥取県の西部に位置する大山町は、人口 14,873 人（R6.8.1 現在）の町である。

(大山町議会と「議会だよりだいせん」の概要)

大山町議会の議員定数は、16 人となっており現在 1 名の欠員が生じている。常任委員会が 3 委員会設置しており「総務経済」「教育民生」「広報」で委員会条例により任期は 2 年である。

広報常任委員会は、「総務経済」「教育民生」の 2 つの常任委員会から 4 名ずつ選出し 8 名の委員で構成している。

「議会だよりだいせん」は、発行部数 5,800 部で年 4 回の発行をしている。令和 6 年の当初予算は、印刷製本費として 206 万 8,000 円となっており、表紙と裏表紙がカラー印刷、内部の紙面は青と黒の 2 色刷りで約 28 ページの編集構成となっている。

予算審査と決算審査の発行月を除き、特集記事が設けられており、取材記事や写



真、挿絵等の編集構成データをクラウドやアプリを有効に利用しながら編集作業を進めている。今後の課題としては編集紙面のフォーマット化とマニュアル化を進めることで次代においても紙面の質を落とさない仕組みづくりや紙面制作技術の継承が課題となっている。

(紙面制作過程)

委員の役割として編集作業を主に担う「デスク」と原稿作成や町民意見の収集、写真収集を担う「記者」に分かれて活動をしている。

原稿のアップロードや共有を「SideBooks」、写真の共有を「Google drive」、各種データや情報の共有を「LINE WORKS」を使用するなどクラウドの特性に適した活用をしている。

(紙面制作方針)

「読みやすい広報誌」にするとともに「〇〇に興味関心の薄い若い世代」(あえて〇〇は空白としているとのこと)に読んでもらわなければ意味がないという考えのもと編集しており、読み手にとって少しでもわかりやすく興味が湧くように町民に関心度の高い内容を中心に掲載している。

毎年、広報コンクールに応募することは議会の方針ですかとの質問には、「コンクール応募は継続的に良い広報誌面にするための手段であり、賞の受賞よりも「議会だよりだいせん」を手にしていただく町民評価の方が重要」との回答だった。



【所見】

大山町議会は、広報常任委員会の開催のほかオンライン等の有効活用により情報共有や編集作業の効率化を図るとともに、町民の興味を引く紙面づくりを目指している。編集作業や紙面づくりを参考にし、下川町議会だよりにおいても、読みやすく、町民に興味を持ていただけるような広報誌にしていきたい。

(3) 鳥取県日吉津村：子育て支援・人口増加の取り組み

(日吉津村の概要)

日吉津村は鳥取県唯一の村であり、北は日本海に面し周囲を米子市に囲まれている。面積は 4.2 平方kmと狭小ながらも近くに米子空港、J R伯耆大山駅、米子 IC があり、村内を国道 431 号線が通る交通の要衝である。人口は 3,608 名(R6.8.31 現在)で年間出生数は 35~40 名となっている。村内には工業(製紙工場)、商業(大型商業施設)、農業(米、白ネギ、ブロッコリー等)など多岐にわたる産業が展開され、国道 431 号線沿いにおいては現在でも商業発展が見られている。

(日吉津村の子育て支援)

日吉津版ネウボラの推進。ネウボラとは「アドバイスの場」を意味しており、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援で子育て世代に寄り添ったきめ細やかなサービス提供を行っている。

母子保健コーディネーター(保健師)を配置し、妊娠期から主に就園前の子育て

に関する情報提供、相談支援を行っている。また、利用者支援担当職員も配置し、子育てに関する情報提供を行うほか、子育て支援センターや、サークル等の支援、病児・病後児保育に関する事務を行っている。

母子手帳の交付時には、出生時、3歳児健診時に利用できる事業やサービスを全戸に提供する子育てプランや支援を必要とする家庭には子育て応援プランを提案している。

さらに経済的な支援として、生後2ヶ月～1歳までの未就園の在宅育児を対象に月2万円までの紙おむつ代の支援、小学校入学時には学用品購入として1万5千円の教材購入支援、小学校卒業時には3万円の卒業祝い金を支給している。

(人口増の取り組み)

就労状況は村内に製紙工場と関連企業があり、大型複合商業施設もテナントが200程度あり村民の雇用の受け皿となっている。また、近隣の米子市への通勤圏としての利便性も高いことから移住者も増加している。高齢化率も29.2%と勤労世帯が多い。

長年、行政施策として集合住宅、宅地分譲、戸建て分譲などの側面支援をしているが、近年の傾向として移住者の多くが持ち家を選ぶ傾向に転換してきていることから、若い世帯の移住促進を行うため「結婚・子育て世帯等応援補助金」として新築・中古住宅の購入者に最大50万円の補助を行うほか、居住して5年以上かつ住宅取得3年以上経過した場合にも「結婚・子育て世帯等定住促進補助金」として最大50万円を支給している。

(現地視察「ミライトひえづ」)

行政説明のあとで複合型子育て拠点施設「ミライトひえづ」の視察を行った。

令和4年9月に開設された「ミライトひえづ」は、子育て支援センター、こども園、児童館、ファミリー・サポート・センター、民俗資料館の機能を併せ持つ複合施設となっている。

「日吉津版ネウボラ」の拠点施設として、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を提供しており、安心して子育てができる場を整えている。

こども園においては入所希望者の増加により園児が利用する活動教室が2部屋増築され、外構工事を残しながらも



供用開始を待つ状態であった。夫婦共働き世帯が多いという地域特性があり、小学生が放課後に利用する児童館の利用率も非常に高い。子どもたちに「日吉津」を大切に思う気持ちを育む目的として併設されている民俗資料館は、一部屋にコンパクトに収蔵品が並べられていた。

【所見】

日吉津村は小さな村でありながらも、隣接する米子市とのつながりを上手く活用し、住みやすい地域、働きやすい地域としての魅力を高めることで移住者が増えている。

「日吉津版ネウボラ」による切れ目のない子育て支援は、妊娠から育児期まで一貫したサービス提供で、子育て世代にとって安心できる支援体制であった。母子保健コーディネーターの配置や、利用者支援担当職員が連携機関とともにサポートに当たっているなど村全体で子育てを見守っていく仕組みが構築されていた。また、経済的支援も保護者にとって大きな支えとなっている。

こうした村の特性を活かした一人一人に寄り添った取り組みが、住民にとっての安心と喜びを育み、未来への希望を広げていると感じられた。

今回、岡山県奈義町と鳥取県日吉津村の視察での印象は、子どもの成長に応じた切れ目のない子育て支援と、地域全体が一体となって子育て家庭を支えることで、子育て世代が安心して暮らせる環境を構築することが大変重要であり、出生率の向上にも寄与していると思われる。こうした取り組みは、子どもたちやその家族が地域に根ざしながら成長していける点でも大変意義深いものであった。



(7) 議会運営委員会における調査の実施概要

議会運営委員会は、地方自治法第 109 条第 3 項で、「次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。①議会の運営に関する事項 ②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ③議長の諮問に関する事項」と規定されています。令和 6 年定例会の議会活動の取り組み目標の一つである「効率的で効果的な議会運営のための環境整備として、議場でのタブレットの活用など議会のデジタル化を推進する」を調査するため、近隣の先進地である剣淵町議会に行政視察を行ってきました。

調査報告は以下の通りです。

◆ 調査の目的：議会運営の効率化に向けたタブレット端末の導入等について

◆ 調査期間：令和 6 年 11 月 18 日（月）（1 日間）

◆ 調査の概要と所見

剣淵町議会の議会運営におけるタブレット端末導入について

(剣淵町民センター 2 階 大会議室)



■概要

剣淵町議会では、令和 4 年 3 月に設置した「定数等議会改革特別委員会」の中で、議会運営の円滑及び効率化のためタブレット端末の導入を検討してきた。同年の 5 月には、委員全員がタブレット端末を導入することに同意があったことから、既に導入している土別市議会及び当麻町議会へタブレット端末導入状況等の視察を行ってきた。

同年 8 月に、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、タブレット端末 30 台（議員：Wi-Fi+セルラー10 台、その他：Wi-Fi のみ 20 台）及びペーパーレスシステム（moreNOTE）等を購入し、同年 12 月に納入となった。購入価格は、約 557 万円で、ランニング費用は、システム使用料で約 55 万円、議員用の通信費（4GB まで）約 40 万円となっており、合計で年額約 95 万円となっている。

令和 5 年 2 月、第 2 回町議会臨時会において、議場内にタブレット端末を持ち込めるように会議規則の一部改正を行なった。同年 3 月、第 1 回定例会で実際にタブレット端末を議場に持ち込み、議案や資料等を閲覧できるようにした。その後、タブレット端末の操作研修、ペーパーレス会議のリハーサル等を実施し、同年 6 月、第 3 回町議会臨時会において、本格運用となっている。

タブレット端末を導入したメリットは、議案等の配布の迅速化、資料等の差し替えが容易になったことなどであり、デメリットとしては、議案書等のページ操作の煩雑などの説明があった。

タブレット端末の導入経緯等の説明のあと、全員でタブレット端末を実際に操作し、ペーパーレス会議等の体験を行った。



■質疑応答及び委員からの意見等

- ・議場で使用する際のルールは
→議場内で他のアプリケーションを使用するなど本来の目的以外は当然禁止である。
- ・SideBooks ではなく、moreNOTE に決定した理由は
→SideBooks の有料版は、かなり高額なため moreNOTE に決定した。また、moreNOTE では、2画面表示が出来ることで資料の比較が容易なと思われた。
- ・システムダウン時の対応は
→今まで起こったことはないが、議会を休憩等にして紙での対応になるかと思う。
- ・個人のパソコンを持ち込みしているとのことだが、問題はないのか
→完全にペーパーレス化にするために必要な方は持ち込むことになる。最初はかなり厳しくルールを決めていたが、制約は緩くなってきている。参考等に他の自治体を検索したりしている。

■所見

タブレット端末を導入することで、議案や資料の配布が迅速化され、資料の差し替えが簡単になり最新の情報が即座に共有できるほか、紙資料の経費削減など多くの効果を実感した。一方で、ページ操作の煩雑さやシステム障害時の対応といった課題も見受けられた。

また、剣淵町議会では、完全にペーパーレス化したことにより、閲覧できる画面を増やすため、タブレット端末以外にパソコンの持ち込みを許可している。タブレット端末やパソコンを使用することによって、議員の質問がよりの確になり、理事者からも明確な答弁を引き出しやすくなっている。

下川町議会においても議会運営の効率化と質の向上を目指し、タブレット端末等の導入について今後も調査・研究を進めていく必要がある。

(8) 議会広聴広報特別委員会の活動概要

I 広聴広報活動

特別委員会は、地方自治法第 109 条第 4 項で、「議会の議決により付議された事件を審査する」とされており、下川町議会では、議長を除く全議員で、議会広聴及び議会広報に関する調査・研究、編集並びに発行に関することを目的に「議会広聴広報特別委員会」を設置しており、次の活動を行っています。

① 議会だよりの発行

- ・ 5 月、8 月、11 月、2 月に発行（※各号の概要は資料編に掲載）
- ・ 発行部数：1,700 部
- ・ 配布方法：公区を通じて全戸配布
その他、役場庁舎、総合福祉センター、公民館窓口にて配布
- ・ 下川町のホームページに掲載（PDF 形式）

② 町民意見交換会（議員とフリートーク）の開催

平成 27 年度から、町民から議会活動や町政に対して直接意見を伺う機会として、町民意見交換会（井戸ばた会議）を定例会議前に開催してきました。井戸ばた会議ではテーマに沿って意見交換をしてきましたが、令和 5 年度から、様々な町民の声を聴けるよう



テーマを設けないフリートーク形式とし、議員を身近に感じてもらえるよう、名称を「議員とフリートーク」に変え、午前（10 時から 12 時）と午後（18 時から 20 時）の 2 回開催しています。

出された意見・要望は、議会全体で共有し、取り扱い等を検討しています。

令和 6 年の「議員とフリートーク」での話題は、次のようなものがありました。

公共施設、町の建物・所有物	公民館設備の老朽化やピアノの維持、公営住宅の入居基準、老朽化、施設の統廃合、施設利用、浄水場、水道の老朽化、図書室の運営、バイオマスボイラーの熱利用、ふるさと交流館、方向性
政策、条例、税	移住・定住政策、自治基本条例、森林環境税、商業振興、教育行政、ふるさと納税、予算、林業事業の縮小、指定管理、

	条例の協議のあり方、中間支援組織の位置づけ、 民間の活力を後押しする制度、自転車の活用の推進、 米や小麦の増産、公営住宅へバイオマスボイラーの活用、 入湯補助制度
こども・学校	児童室の消毒、児童クラブとこどものもりの預かり時間、 課題研究、職場体験、小中一貫、PTA、クラブ、学力の低下、 通学費、スクールバス、不登校児の居場所
情報発信・スマ ホ役場	回覧の学校だより、スマホ教室、スマホ役場への不安、 双方向からの発信、いろいろな媒体での発信、利用者への周知、 町長の在・不在、その後どうなったかの発信がない、 広報などの綴じ穴
町づくり	人手不足、起業、企業誘致、町の賑わい、飲食店の減少、商品券、 授業との連携、ハイヤーの運行時間、シェアキッチン
役場	窓口手続き、人事、調理員の不足、保健福祉課の移転、 職員の対応、夜間の連絡体制、町民との意見交換会、案内
イベントや行事	伝統行事の減少、提灯行列、うどん祭り、敬老会、追悼式、 他市町村とイベント交流、ラジオ体操
議会	フリートークのその後、職員や多団体とのフリートーク、HP、 なり手不足、議会モニター
環境整備	除草剤、草刈り、側溝の埋没、不法投棄、植栽柵の管理、除雪後の 雪
公区	町内での転居時の対応、公区制度、役員のなり手、住所との不一致
居場所・交流	活動場所の制限、誰とでも交流できる場所、学生の居場所、 技能実習生との交流
審議会	会の進行、組織の整理統合
熊	対策、アニマルアラート
一の橋	バイオビレッジ構想、駅カフェの今後、若い世代の定住の難しさ、 Wi-Fi 付き住宅、バイオマスボイラーを使った足湯
指定管理の運営	アイキャンハウス、五味温泉
防災	避難経路、防災マネージャー、サイレン
高齢者	独居の不安、見守り
その他	町民参加の仕組み、行政と住民をつなぐ民間の団体、移住、 電気料金、物価高、土地改良区、空き家の評価、個別の相談

また、これらの意見や要望などを参考に、一般質問や文書質問などを行ったものは次の通りです。

【一般質問】

6 月定例会議
「町内の民間活動団体の充実と継続に向けた取り組みについて」：奥崎議員 「あらゆる産業及び分野における人材確保対策について」：桜木議員 「住民サービスの向上につながる役場等の職場環境改善について」：桜木議員
9 月定例会議
「子育ての安心につながる取り組みについて」：斉藤議員 「町民とともに歩む町政を実現する取り組みについて」：中田議員 「公共施設の再編・統廃合などの町民への情報提供について」：桜木議員
1 2 月定例会議
「窓口業務の住民サービス向上について」：斉藤議員 「危機管理体制の充実について」：中田議員 「住民サービスの向上に向けた取り組みの状況について」：桜木議員
3 月定例会議
「民間団体などの活動を支援する方策について」：桜木議員

【文書質問】

1 0 月
「公区制度に対する町民への丁寧な説明などについて」：桜木議員

より幅広い意見を聞くためには、フリートークだけでなくテーマを絞った内容や、各種団体との意見交換などの機会を増やすことが重要です。また、特に重要だと思われるテーマを、議会としてどのように提言につなげていくかは今後も検討していく必要があります。

③ 議会モニター制度

下川町議会では、平成 30 年度から「下川町議会モニター設置要綱」を制定し、18 歳以上の町民 6 名から議会活動や町政に対する多様な意見、批判、提案等を受けて、これらを議会活動に反映させてきました。

議会モニター制度は、下川町議会基本条例においても、第 17 条第 3 項で条文化され、令和 6 年度の議会活動では、町民 6 名の議会モニターを委嘱しました。

- ・令和6年度議会モニター：6名（男性3名、女性3名）
- ・委嘱期間：令和6年5月～令和7年3月

議会モニターの皆さんには、本会議の傍聴やYouTubeの視聴、議会だよりなどへの意見・感想のアンケート提出、議員とフリートークやモニター会議へ出席していただきました。

令和6年度のモニター会議は9月と3月の2回行い、議会モニターをやってみた感想やこれからの議会モニター制度などについて意見交換しました。



いただいた感想や意見の一部を紹介します。

- ・「議員と直接話す機会があってよい」
- ・「議会の報告会をやってほしい」
- ・「議会モニターの業務が増えると、仕事としてやるくらいになってしまうので難しい」

議会の報告会については、実施に向けて内容の検討を進めています。議会モニター制度については、いただいた意見を参考にさらなる検討を進めていきます。

＊下川商業高等学校生の議会見学

議会モニター制度の開始に合わせモニター事業の一環として、議会に興味や関心を持ってもらうことを目的に、下川商業高等学校の生徒を招いて議会見学を行っています。

令和6年度は令和5年度に引き続き一般質問体験を計画し、12月4日に議会と高校生の事前打ち合わせを行ったうえで、12月11日の本番に臨みました。役場庁舎3階の本



会議場で、町長、副町長、教育長、町民生活課長が参加し、6グループに分かれた高校生が一般質問を体験し、町長らの答弁をもらいました。

その後、参加した高校生から議会に対する意見や感想、町づくりに対する提案など、議会活動への貴重な意見をいただきました。

④下川町議会ホームページ

ホームページでは、定例会議や臨時会議の告知のほか、以下の情報を掲載しています。

- ・会議録（定例会議、臨時会議）
- ・議会だより
- ・議会白書
- ・YouTube リンク（本会議の様様）
- ・その他のお知らせ

⑤下川町公式LINE

下川町公式LINE では、下川町議会の定例会議や臨時会議、それらのYouTube の告知を行っています。

令和7年も、引き続き議会モニター制度や「議員とフリートーク」などを通じて、町民との対話機会を増やし、多様な意見や視点を議会活動に反映させていきたいと考えています。このほかにも、各種研修や他市町村の取り組みなどを参考にしながら、議会活動に対する町民の関心を高めていけるような取り組みを研究していきます。

II 調査の実施概要

町民との意見交換会を実施していくにあたり、町民から出された要望・意見等について、どのように解決しているのか、どのように議会活動に反映しているのか、課題が見えてきました。先進地である浦幌町議会の取り組みを調査するため、オンラインで行政視察を行いました。

調査報告は以下の通りです。

- ◆ 調査の目的：浦幌町議会が実施している町民と議会との意見交換会の状況、そこで得られた意見・要望等の取扱い、議会活動への反映状況を調査し、当委員会の活動に活かすため。
- ◆ 調査期間：令和6年7月23日（火）（1日間：オンラインで実施）
- ◆ 調査の概要と所見
浦幌町議会における町民と議会との意見交換会の実施状況等について
（1）町民と議会の意見交換会について

(まちなかカフェ DE 議会、まちなかおじゃま DE 議会)

- (2) 町民参加を促す取り組みについて
- (3) 議会モニターについて
- (4) 日曜議会、ナイター議会について
- (5) その他の議会活性化の取り組みについて

※下川町議会委員会室においてオンラインで意見交換等を実施

(1) 町民と議会の意見交換会について

町民から出た意見や要望などは、議会運営委員会で協議し、予算、一般質問、所管事務調査などに振り分け、誰が担当するかを決める。質問には直接回答することもある。

まちなかカフェ DE 議会は、年 4 回スーパーマーケットの空きスペースや公共施設などの一角を借りて行い、まちなかおじゃま DE 議会は、消防団、小学生、女性団体、漁協、農協、商工会などの団体へ伺っている。意見交換会がマンネリ化しないよう、イベントなどで議会のブースを作ることも検討している。

(2) 町民参加を促す取り組みについて

町民が議会傍聴や会議に出席するとポイントが付与される事業は、行政が行っているポイント発行事業の一部を議会で使わせてもらっている。傍聴に来たらポイントを付与している。多いときは 20～30 人来たこともある。



平成 12 年から日曜議会を開催し、「開かれた議会」をテーマに議会改革を進めている。定例会の議案だけでなく委員会の議事録も閲覧できるよう徐々に範囲を広げ、現在は、議案等は事前公開も行っている。議会モニターからの意見で一般質問の通告書も配布するようにしている。

(3) 議会モニターについて

議会モニターには、「議会の情報共有について（会議録、議会だより、ホームページなど）」、「住民参加について（日曜議会、まちなかカフェ DE 議会、報告会などの傍聴、モニター会議のやり方など）」、「機能強化（一般質問や委員会のやり方）」の内容を評価してもらっている。モニター会議は年 4 回行う。モニターから出た意見などは回答を郵送している。任期は 2 年で年間 7,000 円の謝礼（商品券）。

(4) 日曜議会・ナイター議会について

12月定例会の一般質問は日曜に実施。理事者側の説明員として出勤するのは管理職のみだが、課によってはほかの職員も待機している。

日曜議会やナイター議会の呼びかけは、ホームページ、議会広報、新聞折り込み、公式LINE、メールマガジン、ポスター、ポケットティッシュの配布などで行っている。一般質問のテーマが興味あるものだと傍聴者が多い。若い女性議員が入ったので若い女性が来てくれる。マスコミの報道に取り上げられたことで町民の意識も高まっている。

(5) その他の議会活性化の取り組みについて

「マネジメントサイクルによる議会運営」は政策形成（監視機能・政策提案）マネジメント、議会活動年間計画、議会監視機能活性化をそれぞれ図式化したもので、これにより議員や事務局の作業量の増加や、なり手不足を招くということはないと考えている。

- 所見：下川町議会でも、浦幌町議会の取り組みを参考に、町民との意見交換会等の参加を促す工夫や、いただいた意見や要望等を議会活動に反映する仕組みを取り入れ、できるところから少しずつ広聴広報活動の幅を広げていきたい。

Ⅲ 研修会の実施

令和6年の議員研修として「ファシリテーション研修」を実施しました。講師に、ちょん せいこ氏をお招きし、議員間や町民との対話の場で活用できる、進行役としての技術や姿勢について学びました。

この研修は、「議員とフリートーク」をより充実したものにすることを目的とし、「議員とフリートーク」を開催しているコモレビで実施しました。

今後も、開かれた議会を目指して、町民との対話の場をより良いものにしていきたいと思います。

開催日：10月23日（水）

講師：株式会社ひとまち

ちょん せいこ 氏

場所：まちおこしセンター コモレビ



(9) 一部事務組合（消防・衛生施設）議会

◆上川北部消防事務組合

上川北部消防事務組合は、1市3町1村（名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府村）が共同で消防事務を行うために設置している一部事務組合です。事務組合の管理者は名寄市長が、副管理者にはそれぞれの町村長が就任しています。

また、事務組合には議決機関として組合議会が組織されており、構成市町村の議会から選挙により選ばれた11名の議員により構成されています。下川町からは2名が組合議員となっています。

*上川北部消防事務組合議会の開催状況

会議名	令和6年第1回上川北部消防事務組合議会臨時会	
日 時	令和6年5月21日(火) 14時00分	
場 所	名寄消防署 講堂	
案 件	議案第1号	財産の取得について
	議案第2号	令和6年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算（第1号）

会議名	令和6年第2回上川北部消防事務組合議会定例会	
日 時	令和6年12月4日(月) 14時00分	
場 所	名寄消防署 講堂	
案 件	行 政 報 告	第2回上川北部消防事務組合定例会行政報告
	議案第1号	令和6年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算（第2号）
	議案第2号	令和5年度上川北部消防事務組合一般会計決算の認定について
	議会報告第1号	例月出納検査の結果報告について

会議名	令和7年第1回上川北部消防事務組合議会定例会	
日 時	令和7年3月3日(月) 14時00分	
場 所	名寄消防署 講堂	
案 件	執 行 方 針	令和7年消防行政執行方針
	議案第1号	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に

		関する条例の制定について
	議案第 2 号	令和 6 年度上川北部消防事務組合一般会計補正予算（第 3 号）
	議案第 3 号	令和 7 年度上川北部消防事務組合一般会計予算

◆名寄地区衛生施設事務組合

名寄地区衛生施設事務組合は、1 市 2 町 1 村（名寄市、下川町、美深町、音威子府村）がし尿やごみ処理施設の管理・運営の事務を共同処理するために設置された一部事務組合であり、事務組合の管理者は名寄市長が、副管理者にはそれぞれの町村長及び名寄市副市長が就任しています。

また、事務組合には議決機関として組合議会が組織されており、構成市町村の議会から選挙により選ばれた 13 名の議員により構成されています。下川町からは 2 名が組合議員となっています。

*名寄地区衛生施設事務組合議会の開催状況

会議名	令和 6 年第 2 回名寄地区衛生事務組合議会定例会	
日 時	令和 6 年 12 月 4 日(月) 15 時 30 分	
場 所	名寄消防署 講堂	
案 件	行 政 報 告	令和 6 年組合議会定例会行政報告
	議案第 1 号	令和 6 年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計補正予算（第 1 号）
	議案第 2 号	令和 5 年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計決算の認定について
	報告第 1 号	令和 5 年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計予算継続費清算報告について
	報告第 2 号	令和 5 年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
	議会報告第 1 号	例月出納検査の結果報告について

会議名	令和 7 年第 1 回名寄地区衛生事務組合議会定例会	
日 時	令和 7 年 3 月 3 日(月) 15 時 30 分	
場 所	名寄消防署 講堂	

案 件	執 行 方 針	令和7年度行政執行方針
	議 案 第 1 号	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
	議 案 第 2 号	令和6年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計補正予算（第2号）
	議 案 第 3 号	令和7年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計予算
	議会報告第1号	例月出納検査及び定期監査の結果報告について

(10) 下川町議会諮問会議の設置

下川町議会基本条例の制定時において、議員定数や議員報酬などの改正にあたっては、町民会議やアンケート調査等により十分に町民の意向を確認するなどして決定していくことが規定されております。それらの目的を達成する手段のひとつとして、「下川町議会諮問会議」が下川町議会の附属機関との位置づけで議会基本条例第28条の規定に基づき設置されています。

下川町議会諮問会議は、令和3年9月17日開催の令和3年9月定例会議最終日において設置が議決されました。委員の任期は2年となっており、5名の委員を委嘱しております。

委員の委嘱状況、設置後に開かれた会議は以下のとおりです。

◆下川町議会諮問会議委員

(任期：令和3年11月1日～令和5年10月31日)

氏 名	役 職	
高 橋 裕 明	会長	
渡 邊 大 介	会長職務代理者	
三 島 卓		
西 村 和 樹		※敬称略
瀬 川 聖 子		

(任期：令和5年11月1日～令和7年10月31日)

氏 名	役 職	
高 橋 裕 明	会長	
渡 邊 大 介	会長職務代理者	
若 園 佳 子		
西 村 和 樹		※敬称略
瀬 川 聖 子		

◆会議開催状況及び審議案件（令和3年11月1日～令和5年10月31日）

回	開催日	案件
令和3年定例会議会期中の開催会議		
1	令和3年11月8日	下川町議会議員の期末手当の改定について など
2	令和4年1月20日	下川町議会会議条例の一部改正について 下川町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の特例条例について
3	令和4年2月21日	下川町議会会議条例の一部改正について 下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(仮)について
一	令和4年4月12日	下川町議会議員との意見交換会
4	令和4年4月25日	下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(仮)について
令和4年定例会議会期中の開催会議		
5	令和4年5月31日	下川町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(仮)に係る意見書案について など
6	令和4年11月29日	下川町議会議員報酬等の期末手当支給率の改定(案)及び意見書(案)について 個人情報保護法改正に伴う「議会の個人情報の保護に関する条例」の新規制定について

◆会議開催状況及び審議案件（令和5年11月1日～令和7年10月31日）

回	開催日	案件
令和5年定例会議会期中の開催会議		
1	令和5年11月22日	下川町議会議員報酬の期末手当支給率の改定(案)について など
令和6年定例会議会期中の開催会議		
2	令和6年11月27日	下川町議会議員報酬の期末手当支給率の改定(案)について 下川町議会議員政治倫理規程について など

(11) 視察対応

行政視察は、議会における政策立案や意思決定に資するために、他自治体等の先進的な取り組みや施策、実情を現場に赴いて調査・研究を行う重要な議会活動となります。下川町議会においても、道内外の他自治体等への行政視察を実施しております。

また、他の自治体等の視察についても受入れを行っています。

ここでは、通年議会開始後から、下川町議会としての受入れ・対応状況について記載しています。

◆視察受入対応

月 日	受 入 議 会 等	内 容	受入人数
令和3年定例会議会期中			
1	10/18	和寒町議会	議会改革、議会活性化について 10 (随行 1)
令和4年定例会議会期中			
1	8/29	東川町議会総務文教常任委員会	SDGs、バイオマスについて 7 (随行 2)
2	11/7	美深町議会	議会運営、議会のゼロカーボンの取り組みについて 10 (随行 1)
令和5年定例会議会期中			
1	6/29	剣淵町議会定数等議会改革特別委員会	議会改革の取り組みについて 9 (随行 2)
2	7/12	岐阜県郡上市議会政策立案を進める会	SDGs、バイオマスについて 13
3	7/21	和寒町議会活性化等特別委員会	議会運営委員会、常任委員会等の運営について 8 (随行 2)
4	11/6	浦幌町議会総務文教厚生常任委員会	地域共育ビジョン、総合教育大綱の各施策について 5 (随行 2)
5	12/7	美瑛町議会議会報特別委員会	議会だより、議会モニター制度について 5 (随行 2)
令和6年定例会議会期中			
1	7/6	神奈川県横浜市戸塚区議員団	とつかの森見学、チェンソーアート、森ジャム会場見学、フルーツトマト栽培見学 ほか 9

2	7/9	上川北部女性議員団	木質バイオマスを利用したエネルギー自給について	9
3	7/16	新十津川町議会	一般財団法人しもかわ地域振興機構の取り組みについて 議会基本条例、通年議会、議会モニター制度について	10 (随行 2)
4	9/2	千代田区議会議員ほか	エネルギーの地産地消、SDGs の取組について	2

(12) 表彰の受賞について

下川町議会が日頃の取り組みを高く評価され、令和6年度に以下の2つの表彰を受けました。

■「第19回マニフェスト大賞」議会改革部門 躍進賞

タイトル：「高校生@議会をブラッシュアップ

～『議会見学』から『理事者への一般質問（再質問あり）』に至るまで～」

地方議会・首長・市民の優れた政策や取り組みを表彰する「マニフェスト大賞」（主催：早稲田大学マニフェスト研究会）において、下川町議会は、上記タイトルで「議会改革部門 躍進賞」を受賞しました。

議会の改革や透明性の向上、住民との連携などにおいて目覚ましい進展を遂げた議会に贈られるもので、今回の受賞は、高校生モニターの取り組みの評価を受けたものです。

■全国町村議会議長会「町村議会特別表彰」

令和6年度「全国町村議会議長会表彰」において、全国の町村議会で特に顕著な実績が認められた3議会の1つとして「町村議会特別表彰」を受賞しました。

この表彰は、「政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会」「住民に開かれた議会」などに該当するかを審査されるものです。

今後も下川町議会は、「町民に信頼される議会」「政策づくりに参加する議会」を目指し、情報公開の充実、町民との対話の場づくり、そして地域の課題解決に向けた取り組みを進めてまいります。

5. 資料編

◆議会費の推移及び構成比

【当初予算】

年 度	議会費当初予算(千円)	一般会計当初予算(千円)	構成比(%)
令和3年度	36,720	5,103,000	0.72
令和4年度	37,160	5,247,000	0.71
令和5年度	37,970	5,297,000	0.72
令和6年度	37,451	5,614,000	0.67
令和7年度	35,552	6,066,000	0.59

【決算】

年 度	議会費決算額(千円)	一般会計決算額(千円)	構成比(%)
令和元年度	33,428	4,983,375	0.67
令和2年度	33,216	5,530,438	0.60
令和3年度	33,121	5,997,048	0.55
令和4年度	34,701	5,857,349	0.59
令和5年度	33,792	5,523,465	0.61

◆YouTube 視聴数（令和6年定例会分） ※令和7年5月2日現在

§ 本会議（定例会議）

会 議 名	会 議 日	視聴数(回)
6月定例会議	令和6年 6月 18日	523
	令和6年 6月 21日	149
9月定例会議	令和6年 9月 9日	145
	令和6年 9月 12日	157
	令和6年 9月 19日	340
12月定例会議	令和6年12月 17日	132
	令和6年12月 20日	181
3月定例会議	令和7年 3月 6日	109
	令和7年 3月 13日	159
	令和7年 3月 21日	68

§ 本会議（臨時会議）

会 議 名	会 議 日	視聴数(回)
5 月臨時会議	令和 6 年 5 月 1 日	179
5 月第 2 回臨時会議	令和 6 年 5 月 23 日	233
7 月臨時会議	令和 6 年 7 月 11 日	216
10 月臨時会議	令和 6 年 10 月 10 日	261
1 月臨時会議	令和 7 年 1 月 10 日	281

§ 一般質問

会 議 名	会 議 日	視聴数(回)	質問議員数
6 月定例会議	令和 6 年 6 月 19 日	688	3
9 月定例会議	令和 6 年 9 月 12 日	15, 979	3
12 月定例会議	令和 6 年 12 月 18 日	843	5
3 月定例会議	令和 7 年 3 月 18 日	431	6

※一般質問の視聴数は、全議員合計の数で掲載しています。



◆本会議傍聴人数

(定例会議)

会 議 名	会 議 日	傍聴数(人)	備 考
6 月定例会議	令和6年 6 月 18 日	0	
	令和6年 6 月 19 日	1	
	令和6年 6 月 21 日	0	
9 月定例会議	令和6年 9 月 9 日	1	
	令和6年 9 月 12 日	3	
	令和6年 9 月 19 日	0	
12 月定例会議	令和6年12月 17 日	1	
	令和6年12月 18 日	6	
	令和6年12月 20 日	0	
3 月定例会議	令和7年 3 月 6 日	0	
	令和7年 3 月 13 日	0	
	令和7年 3 月 18 日	3	
	令和7年 3 月 21 日	0	

※傍聴数は報道を除く人数を計上しています。

(臨時会議)

会 議 名	会 議 日	傍聴数(人)	備 考
5 月臨時会議	令和6年 5 月 1 日	0	
5 月第2回臨時会議	令和6年 5 月 23 日	0	
7 月臨時会議	令和6年 7 月 11 日	0	
10 月臨時会議	令和6年10月 10 日	2	
1 月臨時会議	令和7年 1 月 10 日	0	

※傍聴数は報道を除く人数を計上しています。

◆議会だより発行状況

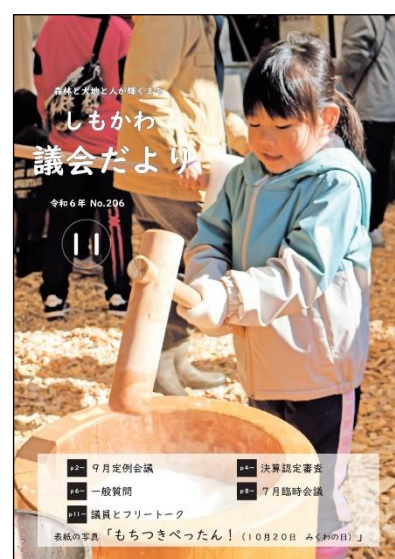
令和6年8月発行（第205号）

ページ数	内 容
1	表紙 ※森ジャム 鹿撃ち体験の様子
2	議会及び議員の活動目標と評価
3	議会及び議員の活動目標と評価
4	6月定例会議
5	6月定例会議議決・議員賛否一覧
6	一般質問 中田議員、奥崎議員
7	一般質問 桜木議員 議会白書ができました
8	5月・5月第2回臨時会議
9	5月・5月第2回臨時会議議決・議員賛否一覧 文書質問 中田議員
10	横浜市戸塚区議員団行政視察、上川北部女性 議員団行政視察、北海道町村議会議員研修会 に参加
11	議員とフリートーク 議会モニター委嘱状交付式
12	議会活動日誌・編集後記



令和6年11月発行（第206号）

ページ数	内 容
1	表紙 ※みくわの日 もちつきぺったん
2	9月定例会議
3	9月定例会議議決・議員賛否一覧
4	決算認定審査
5	決算認定審査
6	一般質問 斉藤議員、中田議員
7	一般質問 桜木議員、所管事務調査予告
8	7月臨時会議・議員賛否一覧
9	視察の受け入れ状況
10	地方議会活性化フォーラムに参加



	議会広報研修会に参加 カーボンオフセット証明書授与式
11	議員とフリートーク
12	議会活動日誌・編集後記

令和7年2月発行（第207号）

ページ数	内 容
1	表紙 ※高校生モニター 私たちの疑問を町長にぶつけます！
2	年頭のご挨拶
3	12月定例会議
4	12月定例会議議決・議員賛否一覧
5	一般質問 小原議員、斉藤議員
6	一般質問 中田議員、奥崎議員
7	一般質問 桜木議員
8	10月臨時会議・議員賛否一覧 10月文書質問
9	道外所管事務調査 (岡山県奈義町・鳥取県大山町)
10	道外所管事務調査 (鳥取県大山町・鳥取県日吉津村)
11	町内所管事務調査
12	議会の取り組み ・上川管内町村議会議員研修会に参加 ・ファシリテーション研修の実施 ・剣淵町議会への行政視察
13	議員とフリートーク
14	第19回マニフェスト大賞議会改革部門 躍進賞の受賞 議会モニター会議の実施について
15	高校生モニターの実施について
16	議会活動日誌・編集後記



令和7年5月発行（第208号）

ページ数	内 容
1	表紙 ※認定こども園 新たに子どもたちが入園しました！
2	議会及び議員の活動評価と目標
3	議会及び議員の活動評価と目標
4	3月定例会議
5	3月定例会議議決・議員賛否一覧
6	令和7年度予算審査
7	令和7年度予算審査
8	3月定例会議
9	3月定例会議議決・議員賛否一覧
10	3月定例会議議決・議員賛否一覧
11	一般質問 中田議員、小原議員
12	一般質問 奥崎議員、桜木議員
13	一般質問 斉藤議員、大西議員
14	1月臨時会議 1月臨時会議議決・議員賛否一覧
15	議員とフリートーク
16	議会活動日誌、編集後記



▼議会だより編集委員会：委員長 奥崎裕子
副委員長 中田豪之助
委員 桜木誠

◆町民意見交換（議員とフリートーク）開催及び参加者状況

§ 令和6年5月10日開催

午前10時	まちおこしセンター「コモレビ」	7名参加
午後6時	バスターミナル2階コミュニティーホール	10名参加

§ 令和6年8月27日開催

午前10時	まちおこしセンター「コモレビ」	5名参加
午後6時	まちおこしセンター「コモレビ」	8名参加

§ 令和6年11月15日開催

午前10時	まちおこしセンター「コモレビ」	6名参加
午後6時	まちおこしセンター「コモレビ」	10名参加

§ 令和7年2月17日開催

午前10時	まちおこしセンター「コモレビ」	8名参加
午後6時	まちおこしセンター「コモレビ」	9名参加



議 員 名 簿

(任期：令和5年5月9日～令和9年4月30日)

(令和7年5月1日 時点)

議席	氏 名	年齢	党派	当選回数	所属委員会			摘 要
					総務産業	議会運営	広聴広報	
1	さくら き まこと 桜 木 誠	65	無	1	☐	☐	☐	副議長
2	おく ぎき ゆう こ 奥 崎 裕 子	43	無	1	☐	☐	◎	
3	お ばら よし おき 小 原 仁 興	50	無	2	◎	☐	☐	
4	なか た ごう の すけ 中 田 豪之助	64	無	2	○	☐	○	
5	おお にし いさお 大 西 功	62	無	3	☐	◎	☐	
6	さい とう よし のぶ 斉 藤 好 信	71	無	3	☐	○	☐	
7	あ び こ ひろ まさ 我孫子 洋 昌	54	無	3	議長はオブザーバーとして参加			議 長
8	欠 番							

※凡例：◎委員長 ○副委員長 □委員

※委員会正式名称 総務産業＝総務産業常任委員会 議会運営＝議会運営委員会

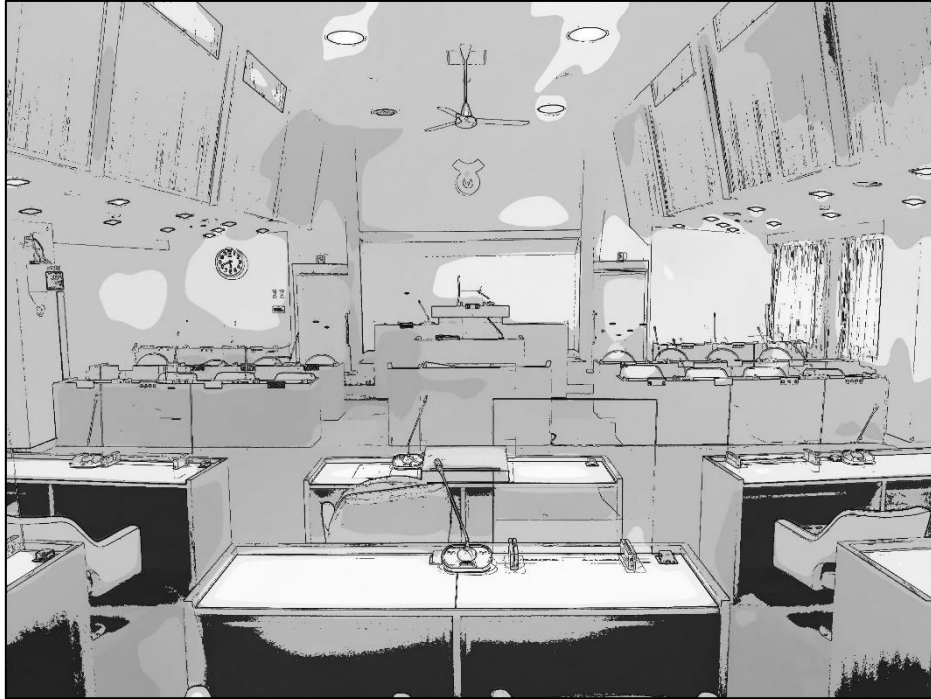
広聴広報＝議会広聴広報特別委員会

名寄地区衛生施設事務組合議会議員	斉 藤 好 信	奥 崎 裕 子
上川北部消防事務組合議会議員	大 西 功	桜 木 誠

	委 員 長	副委員長
決 算 認 定 特 別 委 員 会	奥 崎 裕 子	大 西 功
予 算 審 査 特 別 委 員 会	桜 木 誠	小 原 仁 興

※決算認定特別委員会は、9月定例会議中における「令和5年度決算認定審査」のため設置

※予算審査特別委員会は、3月定例会議中における「令和7年度予算審査」のため設置



●下川町議会議場●

令和7年6月 発行

北海道下川町議会

〒098-1206

北海道上川郡下川町幸町63番地

Tel 01655-4-2511 / FAX 01655-4-2517

E-mail : s-gikai@town.shimokawa.hokkaido.jp